

平成23年第3回大仙市議会定例会会議録第2号

平成23年9月7日（水曜日）

議事日程第2号

平成23年9月7日（水曜日）午前10時開議

第1 一般質問

出席議員（29人）

1番 大野 忠 夫	2番 佐藤 文 子	3番 後藤 健
4番 佐藤 隆 盛	5番 藤井 春 雄	6番 杉 沢 千恵子
7番 茂 木 隆	8番 小 山 緑 郎	9番 小 松 栄 治
10番 富岡 喜 芳	11番 佐藤 清 吉	12番 石 塚 柏
13番 金谷 道 男	14番 武 田 隆	15番 渡 邊 秀 俊
16番 高橋 敏 英	17番	18番 佐藤 芳 雄
19番 大山 利 吉	20番 北 村 稔	21番 高橋 幸 晴
22番 本間 輝 男	23番 橋 本 五 郎	24番 藤 田 君 雄
25番 橋 村 誠	26番 佐藤 孝 次	27番 千 葉 健
28番 鎌 田 正	29番 竹 原 弘 治	30番 児 玉 裕 一

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

市 長	栗 林 次 美	副 市 長	久 米 正 雄
副 市 長	山王丸 愛 子	教 育 長	三 浦 憲 一
代表監査委員	福 原 堅 悦	総 務 部 長	老 松 博 行
企 画 部 長	小 松 辰 巳	市 民 部 長	元 吉 峯 夫
健康福祉部長	佐々木 昭	農林商工部長	高 橋 豊 幸
建 設 部 長	田 口 隆 志	上下水道部長	高 野 永 夫

病 院 事 務 長	伊 藤 和 保	教 育 指 導 部 長	青 谷 晃 吉
生 涯 学 習 部 長	武 田 茂	総 務 部 次 長	進 藤 雅 彦

議会事務局職員出席者

局 長	佐々木 誠 治	参 事	竹 内 徳 幸
主 幹	伊 藤 雅 裕	主 査	佐 藤 和 人
主 任	中 川 智 晴		

午前 10 時 00 分 開 議

○議長（児玉裕一君） おはようございます。

これより本日の会議を行います。

議事に先立ち、市長より発言の申し出がありますので、これを許します。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 皆さん、おはようございます。

今次定例会本会議初日の市政報告におきましては、集中豪雨に伴う災害復旧にかかわる補正予算を追加提案させていただく旨を申し上げたところでありますが、検討を進めておりました西仙北地域の土買川流域をはじめとする内水排除対策につきまして、今般、過搬式排水ポンプを早急に配備することとし、あわせて関係予算を追加提案させていただくことといたしましたので、よろしくお願いいたします。

また、平成 23 年第 2 回定例会で請負契約の議決をいただいた中通線新設工事につきまして、道路擁壁部の地盤改良に伴い、過去に集落のごみ捨て場などであった土地に埋設されていた廃棄物、約 540 m³を産業廃棄物として処分する必要があることから、その経費を増額するため、契約の変更にかかわる単行案をあわせて追加提案させていただきます。

以上、追加提案を予定している案件につきましてあらかじめご報告申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（児玉裕一君） 本日の議事は、議事日程第 2 号をもって進めます。

○議長（児玉裕一君） 日程第 1、一般質問を行います。

順次質問を許します。最初に 18 番佐藤芳雄君。はい、18 番。

○ 18 番（佐藤芳雄君）【登壇】 皆さん、おはようございます。

だいせんの会の佐藤芳雄です。通告によって一般質問させていただきます。

まず最初に、8月27日開催されました第85回全国花火競技大会が70万人の観客を魅了し、感動し、素晴らしい大会であったことに対し、主催者をはじめ職員772名以上が参加して、そして関係者の皆さんに対して敬意と労いを申し上げます。特に今回の「大曲の花火ウィーク」は、初めての試みでしたが、予想を上回る観客が来ていると見ました。本当に成功に終了しましたことは、本当に関係者にご苦勞をおかけしました。花火として、やっぱり花火のまちづくり、経済活性化のためにも、また、来年も続けていただければよいなと思った次第でございます。

それでは、質問に入らせていただきます。

南外地区の小学校統合に関して。

はじめに、南外地区の小学校統合に関してお尋ねします。

少子化が進み、児童生徒が年々減少している現状から、学校の統廃合という形で教育環境の充実と地域の将来を担う子供たちの成長を目指すことは、意義のある選択と理解しております。

また、これまで保護者はもとより地域住民、学校関係者との話し合いのもとで様々な検討がなされてきた経緯も十分認識しているところでございます。今後、南外のみならず各地域でも統廃合が計画されているところでありますが、全ての地域において等しく子供たちがのびのびと学べる環境づくりは不可欠であります。

そこで、この統合問題に関して4点について市長のご所見をお伺いいたします。

まず最初に、児童生徒の安全確保のためでございますが、現在、南外南檜岡小学校の近くは本当に道路が狭くて、今までスクールバスが通ったことがないような場所でございます。そういう関係上、道路拡幅などは考えておられるのか、そこら辺をお願いいたします。また、その場所は県道もありますけれども、県道が前々から急カーブで狭く、地元の人は事故を起こさないけれども、ほかの町村から来て事故を起こすことが度々見られます。そういう関係な場所でございます。県道なんかの計画などがあるのかどうか、そこら辺をお聞きいたします。

また、2つ目としては、児童の登下校の通学方法についてでございます。南小地区の人たちはスクールバスには乗ったことがない子供たちでありますけれども、西小地区の子供たちも初めてスクールバスに乗る子供たちがたくさんおります。そういうことで西

小地区の生徒は全員スクールバスで通学するのか、ここら辺もお伺いしたいと思います。

3つ目として、統廃合により廃校となる校舎ですけど、その廃校となる利用方法については今のところ教育委員会の方では何を考えているのかお伺いしたいと思います。地元の人たちは、2、3年前に何千万とかけた学校が今、廃校になるとはどういうことだということを言われております。これは私は耐震化は国からの補助で、やはり今でも事故起これば大変だということをやっているということを説明してはおりますけども、なかなかご理解できない住民の方がおるわけでございます。そういう関係で、やはり今、廃校になっても何かできるような学校じゃないかなという感じをしているところですので、そこら辺の考えをお伺いいたします。

4つ目としては、やはり廃止されますが、学校のやっぱり閉校式の考え方もあると思いますので、進め方についてはどのように考えているのかお願いいたします。

次に、住民の行政参加についてでございます。

市長はどのようにお考えか、その所信を賜りたいのであります。

我が国は民主主義の政治形態をとっておりますので、地方自治も直接請求などの直接参加と、長、議員を選挙する間接参加が基礎となっておりますが、住民には我が市をいかに治めるかという住民自治の観念が薄いように思われるのであります。

従来、住民パワーとか住民運動が全国的に広がりましたが、住民が政治に目覚めたとか行政を住民の手に戻すということで評価ができる部分もありましたが、一部にはごり押しと捉えかねない面もあったことは事実であります。我々も若い頃はハチマチをして農民運動と申しますか、国会議事堂の前へ行行って米価上げろとか、県民会館へ行行って頑張ろうコールなんかいろいろやった時期もありました。今ではそういうことが見られないようになっております。

そこで、住民の自治意識の向上をさせ、自分たちの市は自分たちで創るんだという意識を持たせるために、行政の一部に市民の参加を求める、市民が自発的に参加するような啓蒙は考えられないかということでもあります。例えば小さい公園が市内各所にあります。清掃が必ずしも十分に行き届いているとは言えません。管理人に委託し、清掃をお願いしておりますが、人数が不十分でないことが原因だと思います。この清掃を公園の近くの市民に協力してもらうことはいかがでしょうか。自分たちの利用する施設だから、自分たちできれいにしようということであれば、利用する場合も汚さないようにするでしょうし、汚す人がいればみんな注意もするでしょう。こうしたことが行き渡り

ますと委託の管理人もいなくなるし、すると委託代金に相当する金額を公園の整備に充てていくことも可能になるわけでございます。

一例として公園の清掃について申し上げましたが、行政の各般にわたって市民の参加を求められる部分は、かなりあると思います。行政の一部に参加することによって自治意識も高まるものと考えます。これが強制になりますと戦前の勤労奉仕と結びつけられる可能性があります。自発的に参加するように意識を向けていくことは考えられないでしょうか。おんぶに抱っこから、下に降りてよちよちでもひとり歩きする時代ではないかと考えます。住民の行政参加について、基本的にどう考えるのか、そして必要ありとすればどのような方策が考えられるのか、市長の所信を賜りたいと存じます。

また、この問題は社会教育の問題とも関連しますので、教育委員会ではどのようにお考えなのか、あわせてお答えお願い申し上げます。

次に、職員の能力開発について質問いたします。

職員の能力を開発するための施策について質問いたします。

従来は国が政策を主導し、結果として全国均一に整備が進められてきました。それはそれとして評価すべきであります。今は地方の時代とか、魅力あるまちづくりといったことが、よく言われております。魅力あるまちづくり、地域づくりのためには、地域がそれぞれに独自に課題を設定し、それに見合った政策を展開していかなければなりません。つまり、自治体の政策能力の問題であります。これからは地域の政策能力、住民と職員の能力の程度いかにによって地域間の格差が増大すると言われております。

職員は、政策課題には上から与えられるものであり、行政というものは法律、規則、通達に従い、能率よく執行するものであると認識しているものと思います。

しかし、こうした認識では、視野も視界も感性も広がらず、言葉と知識が抱負になるだけだと言われます。私は、本市の職員を責めるものではありません。これが従来の一般的な公務員像であります。人は自らを育てるものであって、他者に育てられるものではないとも言われます。そのためにも、自らの能力を開発しようとする職員に対して、何らかの援助はしていかがかと考えます。例えば民間ベースの研修とかセミナーの受講を奨励するとか、新しいことに取り組んで失敗しても責めない等々いろいろあるかと思いますが、こうした職員の能力を開発するための施策について市長はいかがお考えなのか所信を承りたいと思います。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（児玉裕一君） 18番佐藤芳雄君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 佐藤芳雄議員の質問にお答えいたします。

質問の第1点、南外統合小学校に関する質問につきましては、教育長から答弁させていただきます。

質問の第2点は、住民の行政参加についてであります。

市民の自発的な行政への参加につきましては、地域のことはその地域に住む人々が責任を持って決めることができる地域社会を創っていく上で、非常に重要な要素であると考えております。

こうした考えのもと、市長就任以来「市民と協働によるまちづくり」を掲げ、本市の将来都市像の実現に向け努力してまいりました。その具体的な取り組みとして、自治意識の醸成と市民との協働を図るため、地域自治区や地域協議会の設置、地域枠予算の創設、自治会育成や町内集落会館整備に対する支援などを行ってきたところであります。

特に地域枠予算につきましては、市民と行政の協働によるまちづくりの推進を目的に、地域が抱える課題の解消や地域の活性化を目指したものでありますが、この中で原材料などを市が提供し、市民の皆さんが自ら作業を行うといった制度を用意しており、制度創設以来、平成22年度末までに累計250件を超える多くの活用をいただいております。こうした取り組みは市民の自治意識の醸成に一定の効果を上げることができたものと思っております。

さらには、私の基本理念である「市政は市民のために」を念頭に、市民による市政評価として毎年アンケート調査を実施し、その結果を市広報で市民に報告しているほか、市の重要な計画等の変更時には、住民説明会やパブリックコメントを実施するなど、計画立案段階から、あるいは意思形成過程において市民の意見が市政に反映されるよう、手続きを含めた条件整備に配慮しているところであります。

今後も主権者である市民の皆様が行政やまちづくりに参加していると実感していただけるよう、地方自治の本旨に照らしながら議員各位とともに民意を的確に反映させた施策の立案と実行に努め、住民自治の発展に資する取り組みを積極的に展開してまいりたいと考えております。

住民の行政参加に関することについての教育委員会の考え方につきましては、教育長から答弁させていただきます。

質問の第3点は、職員の能力開発についてであります。

社会経済の成熟化に伴い、市民の行政ニーズが高度化・多様化するとともに、情報公開や行政参加が活発になり、行政に対する市民の意識は大きく変化してきております。

このような中、地方公務員の中でも最も市民に身近な立場にいる市職員に求められていることは、職員自らが現場感覚で市民の皆様の話を聞き、整理しながら日常業務を遂行するとともに、自分自身の意識改革を図り、知恵を出し合って新たな展開を生み出していくような姿勢であると考えております。

このような職員を育成するため、平成20年度に人材育成基本方針を作成し、22年度には山王丸副市長を委員長に、各部長及び各支所長をメンバーとする人材育成委員会を設置し、人材育成を効果的に推進するための取り組みを進めております。

職員研修は人材育成の基本である日常の仕事を通じて職員の能力向上を図る職場内研修をはじめ、それぞれの職階において必要な知識や心構え、役割を学ぶ階層別研修を主任、主査、副主任、主幹、管理職等の職階別に実施しております。

また、専門研修といたしましては、県の自治研修所が実施しております県職員と県内市町村職員が一緒になって学ぶ各種研修へ職員を派遣し、知識や技術の習得とあわせ、県や他市町村の情報を得るなど職員の能力向上に努めているところであります。さらには、秋田県や国際教養大学、広域消防、JAなどへの職員派遣や人事交流を積極的に行っており、職員の専門的知識の習得に努めております。

そのほか、職員が自主的に研修を希望した場合、県の自治研修所や市町村アカデミーでの専門的な研修に市の研修事業の一環として参加させております。これらにより、職員の仕事に対する意欲と向上心は確実に増してきているものと感じております。

また、昨年度から試行している人事評価制度につきましては、単に業績や行動を評価するだけではなく、その結果を本人にフィードバックすることで職員の意識改革を図る取り組みをしており、数年後には人事異動の参考資料としての活用も考えております。

今後も職員数の適正化を進めていく中で、市民サービスの維持・向上を図るために、職員個々の能力開発は必要不可欠と考えておりますので、住民ニーズに沿った、さらなる職員研修の充実に努めるなど、職員の能力向上を図ってまいりたい所存であります。

以上であります。

○議長（児玉裕一君） 次に、三浦教育長。

○教育長（三浦憲一君） 【登壇】 質問の第1点は、南外統合小学校に関する事についてであります。

はじめに、通学路の改修についてであります。南檜岡小学校周辺の市道2路線につきましては、冬期間も児童が安全に登下校できるように除雪対策を関係部署にお願いしてまいりたいと考えております。

また、合併以前から懸案事項であります。小学校入り口の主要地方道神岡南外東由利線の急カーブ改修につきましても、現在、県道ルートの再設定も含め市長部局から県に対し提案しながら改修に向け要望しているところであり、この計画の進行状況にあわせ市道の改修事業を計画していきたいとの考えであると聞いております。このため、実施までにはある程度まで期間を要することから、校門内の駐車場においてスクールバスから児童が安全に乗り降りでき、また、徒歩通学児童の通行スペースを確保できるよう、校地内駐車場拡幅工事を平成23年度中に実施する予定であります。そのほか、県道を横断して通学する児童のための横断歩道につきましても、移設・新設を含め、公安委員会へ要望しているとのことでもあります。

次に、児童生徒のスクールバス通学支援についてでございます。

平成24年4月の統合により、南外西小学校の児童は通学経路や距離が変わることから、現在、南外西小学校で実施しているスクールバスによる遠距離通学支援の範囲が拡充されます。支援対象は通学距離4km以上の児童となっておりますが、家並みが続くことを考慮して、若干短い児童に対しても柔軟に対応していきたいと考えております。

これまで南外西小学校におきましては、幼稚園児、中学生とともにスクールバス2台と市民バス1台による通学支援をしておりましたが、統合により通学距離が長くなる対象児童が増えることから、スクールバスを1台増やし3台で対応する計画であります。

また、対象児童の一部につきましては、登校時のみタクシーや路線バスを利用させていただく計画であります。この路線バス利用につきましては、支援対象児童数の増加により当面3台のスクールバスだけでは乗り切れないことや、南外地域公共交通の維持継続の観点を考慮したことによるものであります。

次に、廃校舎等の利用方法についてでございますが、統合により廃校となります南外西小学校におきましては、耐震補強も済んでいることから、災害時の避難場所、地域の社会体育施設、学校備品保管庫等が考えられますが、閉校後の利活用の決定につきましては、現在、次のように進めております。

まずは、南外地域協議会におきまして地域住民、地元自治会等からの要望、利活用案と市の各支所からの利活用案と一緒に審議していただき、その中から具体的に実現性が

あり、南外地域として適切と考えられる利活用案を市に提案いただくことになっております。これを参考にしながら市の実施計画に基づく施策の展開のために活用できないかなど、様々な角度から市として検討し、決定することになっております。

次に、閉校式の進め方についてであります。

閉校式につきましては、式典日程を南外西小学校が平成24年2月4日、南檜岡小学校が2月5日に予定しております。また、式典につきましては、市と教育委員会が各学校と調整を図りながら進めていくこととしておりますが、閉校記念事業につきましては、PTAなど保護者や学校関係者で組織する実行委員会を中心にして進めていただいております。それぞれの学校では、記念誌の発行のほか航空記念写真や閉校記念駅伝、運動会など、地域の特色や子供たちの思いを活かした閉校事業を計画しているところでございます。

住民の行政参加について、社会教育の観点から申し上げます。

教育委員会では、住民の行政参加、特に地域の様々な課題への対応や人づくり・地域づくりといった身近な分野について、地域住民の主体的な取り組みと実践を積極的に奨励しているところでございます。そのための情報提供や講座の開設、また、専門職員である社会教育主事の配置や地域に根差した公民館職員の育成を行っております。

教育委員会といたしましては、今後とも積極的に情報発信をしながら、地域づくりで先進的な活動を展開している団体等の事例を紹介するなど、他の地域での起爆剤となるような機会を設けるとともに、ボランティアや地域のリーダー育成など社会教育施設を核とし、自治意識の向上、自治会の地域課題解決のための講座の拡充をしてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（児玉裕一君） 18番、1番目の項目について再質問ありますか。18番。

○18番（佐藤芳雄君） 学校近くの道路につきましては道路改良、23年度中に何とかするということをお聞きしまして、ありがとうございます。除雪はしても、やはり道路は狭く、直角角の道路がありますので、そこら辺を拡幅してくださるよう、ひとつお願いいたします。

また、子供たちの通学ですけれども、一部バス通学とかタクシーと申しましたけれども、スクールバスとバス通学については、学校の校門の側まで行くとは思いますが、バス通学がたまにあるとすれば、子供たちは本当にバスに乗った経験はないと思わ

れます。そこら辺もよく、そして今のバスは車掌さんもつかないしガイドさんもつかないし、運転士さんがただ降りて確認しているだけだと思いますので、そこら辺の乗り方などもよく十分に子供たちに教えながら登下校してもらわなければならないんじゃないかだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

そういうことでありますが、一つとしては、小学校の統合を実現するためには、5、6年前からは担当者はよく議員の方にも説明して、いろいろと協議した経緯もございます。最近、我々南外ばかりでなく西仙北、そして神岡も合併になります。神岡は国道沿いの学校ではございますけれども、西仙北はあちこちあつまった学校でございますけれども、学校、双葉小、いろいろ学校ありますけれども、そういう中で、やはり西仙北の学校の刈和野小学校の前は道路改良で道路を広くするというお話も聞いておりますけれども、やはり南外の父兄の方々も、やはりその刈和野の道は広げてみて南外やねのがという言葉が十二分に聞かれます。そういう結果が今、わずか、西仙北の刈和野小学校の方は500mぐらいですか、ずっと広げていくという計画を聞いておりますけれども、南外の方はどのくらいやってくれるのかどうかわかりませんが、どうか統合の流れを鮮明にして、我々市民、議員、西仙北・神岡・南外地域には8人の議員もおります。その中で説明があまりしてないじゃないか、議会当局にもお話があまり来たこと、聞いたことはございません。何とか報告は確実に、そして連絡はスピーディーに、相談は身軽にということで、我々よく「ほうれんそう」ということがあります。その中に統合に本当に職員の方も精魂込めまして業務の向上とともに自身の成長を促してくださるよう、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（児玉裕一君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 市長としてご答弁させていただきます。

常々から学校の統合だけではなくて、様々な地域を含めた重要な課題については、ある段階まで我々いわゆる執行部側が問題の整理をしながら議会に説明するタイミングを計っているわけではありますが、こうした統合問題等については本当に地域全体の問題でありますので、現在もそうしているというふうに報告をいただいておりますが、議員あるいは議会の皆様に事前に様々なその考え方の提示など少なかったとすれば反省しなければならないものと思っています。現在も進んでいることでありますので、できるだけ議会の議員の皆さんはその地域の代表、一番その地域の事情をわかっていらっしゃる方

でありますので、課題が出てくる前に市としての考え方など事前に説明できるものであれば、積極的に議会、議員の皆様から意見を伺うと、こういう姿勢で物事やっていかなきゃならないと思っておりますので、今日ご指摘いただいた点につきましては、常々そういうふうに進めているつもりであります。十分ではないというふうにお感じになっていらっしゃるようでありますので、今後気を付けて、できるだけ様々な課題について相談できるものは事前に相談する、意見を聞くという、そういうスタンスで仕事をさせていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（児玉裕一君） 18番、この点についての再々質問はありますか。はい、18番。

○18番（佐藤芳雄君） よく教育委員会の方では、よく考えながら設計、いろいろなことを相談して、ただ、父兄に対しては説明会もあったようでございますけども、中身によりますと、やはり父兄の、それから住民の方は、やはり学校の先生からこうだと言われれば、あとは何も言えないというのが現状だそうでございます。強制的に進めているわけじゃないと思っておりますけども、柔軟な姿勢で進めて、できてしまったのは仕方がないとは思いますが、よく柔軟な姿勢で説明して物事を進めていただければ幸いと思います。

これで質問は終わります。

○議長（児玉裕一君） 18番、この点について答弁はいりませんか。

○18番（佐藤芳雄君） いりません。

○議長（児玉裕一君） 次に、2番目の項目についての再質問はありますか。

○18番（佐藤芳雄君） 2番目ですけれども、この住民参加、先程、公園のお話をしました。例えば田舎の公園は、やっぱり地域の方たちで一生懸命やっているところが数多くあります。大仙市内はかなりの数の公園などがありますけども、お話を聞きますとやっぱり5、6千万、公園の清掃にかかっていることをお聞きしました。その一部でもいいから、やはり今は地域の人たちは、やはり植木もやる人もいるし、いろんな職業の方がいらっしゃいます。必ず専門家でなくても、そういう一部の公園でも、いくらでも地域の方で清掃などをすると、やはり財政の方が楽になるんじゃないかと思って質問したわけです。

以上です。

○議長（児玉裕一君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 議員が強調したいのは、この住民の参加ということで、例えばそ

の皆さん共通で使う公園などについて、あまり行政管理的な手法ではなくて、もっと市民の皆さんの協力をいただくような仕組みを作れということだと思います。合併以来、地域協議会の皆さんと特に協議をしながら、公園等様々な関係について行政でやることと、それから市民の皆さんと一緒にやらせていただくことと、あるいは場合によっては市民の皆さんが自主的にやっていただくこと、こういう形で事業をそれぞれ地域枠予算でやれるような形で今進めているところであります。上手にこの仕組みを使ってやっていただいているところ、そしてその、場合によってはそういう公園などもそういう形でうまく機能しているところと、まだ十分機能していないところがあるというふうに思っております。そのまだ十分機能していないところを、もう少し市として工夫をして、市民の皆様の方をお借りするという、そういう考え方は大事だと思いますので、ただ、我々注意しているのは、行政が手を抜く、あるいは住民に下請けさせるという発想はとらないということで、そこは注意をしながら、市民と協働ということでこうした公共的なものについての維持管理、もう少しいい方向になるよう鋭意検討してまいりたいと思います。

○議長（児玉裕一君） 18番、この2つ目の項目について再々質問はありますか。

○18番（佐藤芳雄君） ありません。

○議長（児玉裕一君） 次に、3番目の項目についての再質問はありますか。はい、18番。

○18番（佐藤芳雄君） 3番目の質問でございますけども、今、政府、国では、今月からドジョウ内閣と言われまして野田内閣が発足しました。ドジョウ内閣と、余談でございますけど、私も今月からドジョウの養殖をやるつもりでございます。そして秋田県はドジョウの産地だということで、秋田県の仲間と頑張っているところでございますが、その中で野田総理は54歳、閣僚18人のうち60歳以下が8人もおられます。何を言いたいというのは、やはり栗林市政、栗林内閣も幹部職員が30人ぐらいおられますけども、やはり何と申しましょうか、やはり年功序列のようなところも見られるし、部長級もやはりあと2、3年ぐらいの人たちになるような、そういう気配もしております。これ、私だけの考えではありません。住民の考えでもあります。そういう中で、やはり50歳前後で優秀な職員がたくさんいると思います。選挙で部長級になるわけじゃないけども、やはりその能力を何として、先程市長さんからいろいろお話ありまして、レポートとかいろいろな研修に行った資料を出して、その中でやっぱり人事もやっている

とお聞きしております。だけれども、やはり我々議員研修である同じ人口の市役所へ行ったところが、やっぱり1,800人ぐらいの職員がいて、この上級、部長級、課長級はどうやって決めるんだとお話したら、やはりその市でも幹部の上級試験をやっているそうでございます。そういう中から選考しますと、やはり歳の格差なく若い部長級もできるだろうし、そういう上級試験なんかをやるような考えはあるのかどうか伺いしたいと思います。

○議長（児玉裕一君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） それぞれの自治体で人材育成については相当工夫をやっているということも十分承知しています。我々も大仙市としての人材育成計画をきっちり持って様々なプログラムを進めているつもりであります。今、議員ご指摘のように、その登用試験というんでしょうか、そういう試験も一つの方法だと思いますが、私はそれよりもまずしっかりとしたやっぱりその前向きにもの考えるという、そういう研修を通じての人材の発見・発掘、そういう視点で捉えていくのが最初ではないかなというような、そういう考えで人材育成プログラムを実践させていただいているつもりであります。

いずれ将来、その人事評価についても、いわゆるそういう手段に使いたいと思っておりますが、これも慎重に使わないといけないというふうに思っていますので、ただやはり様々なその人材を登用する場合の見る視点とすれば、やはり日常の仕事を通じての問題点の捉え方、感性、そして前に進める、あるいは対外的ないい人たちとの関係がどう築けているとか、総合的に判断していかなきゃならない問題と思っております。試験というやり方も一つの方法だとは思っておりますが、現在のところ、もう少し基礎的な部分からこれを積み上げていきたいなというふうに思っているのが現在の私の考えです。

○議長（児玉裕一君） 18番、この点についての再々質問はありますか。

○18番（佐藤芳雄君） ありません。

○議長（児玉裕一君） これにて18番佐藤芳雄君の質問を終わります。

申し上げます。この際、暫時休憩いたします。本会議は午前10時55分に再開いたします。

午前10時42分 休 憩

.....
午前10時54分 再 開

○議長（児玉裕一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、１２番石塚柏君。はい、１２番。

○１２番（石塚 柏君）【登壇】 大地の会の石塚でございます。

今朝、この議場に向かうとき、久しぶりに青空で非常に清々しい天候だったんですが、台風１２号の報道がありまして、非常に複雑な気持ちでこの議場に向かったところであります。今回、災害の問題につきましても質問させていただきますので、執行部の皆さんからご協力を得て、ご返答をお願いしたいと思います。

それでは質問に移ります。

今年は３月１１日の東日本大震災に始まり、三陸の市町村への救援活動が、どうやら落ち着きが見えた６月２４日に記録的な洪水に見舞われました。不意を突かれたような状態だったと思います。６月２３日・２４日の徹夜で本部に詰められました職員の皆様や翌日の福見町の災害復旧に副市長、総務部長、建設部長が、家具、粗大ごみの搬出、道路や側溝の洗浄、合併浄化槽から流出した汚物の処理に率先して処理に当たられました。この熱意に対し、被災された住民とともに深く感謝を申し上げる次第であります。

この水害で大曲市街地の住民は様々なことを学びました。排水ポンプの管理について、小学校の生徒を下校させてよいかどうかの判断の難しさ、避難勧告がどう出されるのか、堤防が決壊した場合にどうすればよいのか自分たちがわかっていないこと、福部内川の洪水のメカニズムなど、数多くのことを学びました。グループホームの人たちの避難と家具・備品の移動を町内会の有志が自発的にやっていたこともわかりました。小さな災害の経験が中程度の災害に備えられ、そして大災害に備えることになると思います。この度の水害の経験が市街地にあって、町内会のマンパワーを活用できれば、被害の軽減に相当有効であったと思います。

そこで質問ですが、自主防災組織の立ち上げについてお尋ねいたします。この度の災害時に市民との協働の現状はどうであったのでしょうか。また、自主防災組織の対象はどういった人を考えているのか、また、これからどう組織化するのかについてお尋ねいたします。

次に、災害時の情報の連携についてお尋ねいたします。

大仙市は県南３市の中で水害に最も弱い市だと認識しております。それは、奥羽山脈と横手盆地の降水が３市の中で大仙市に集中する地勢的な問題があると思います。その降水が集中する旧大曲市民にとって、内水の排除は水害の最大のテーマであります。

また、災害時にあって市民にとっては市役所が一番身近な存在であります。市民が県

の役所に出向くには、よほどの事情がなければ行くことはありません。市民が国や県の防災活動の状況を知るには、市役所を通じてからでないと知ることはできません。秋田県の福部内川の水門の操作に関する情報の交換や国土交通省の移動式ポンプ車の配置・稼働の状況など、事後の対策に役立てる情報の交換が必要だと考えるのであります。災害時と災害が終息した後の国・秋田県・大仙市の情報の連携と、この情報の扱いについて、どう対処すべきかの協議が重要と考えております。そこで、災害時の情報の連携について、どのようにしていくのかお尋ねいたします。

次に、この洪水によってどの程度の水位になれば、内水も含めて災害を想定することができるようになったのではないかと考えておりますが、今までの基準の見直しも含めて今後の水位の管理についてお尋ねいたします。

次に、市街地の排水のポンプ場を新設した場合と、二級河川の排水ポンプ場を新設した場合、国及び県よりの助成制度の内容についてお伺いいたします。

また、大曲市街地で内水が湛水した１７カ所に既設のポンプ施設の見直しも含め、常設のポンプ場を年次計画で建設すべきではないかと考えますが、当局のお考えをお尋ねいたします。

次に、福部内川の治水計画についてお尋ねいたします。

福部内川は被害に遭った町内が福見町、丸子町、戸巻町、戸蒔、若葉町、住吉町、須和町の７町内に及び、床下浸水家屋１６１戸、床上浸水家屋６５戸になったと議会に報告されております。福部内川は農業排水路の断面であって、洪水時の排水を考慮した断面にはなっていないこと、奥羽本線の下をクランク状に屈曲して流下していること、そのクランク状に屈曲しているところを県道がアンダーパスで通過していることなど、河川管理上、極めて障害の多い河川であります。しかしながら、秋田県で１０万ｔの遊水池と二連の大型の水門を建設し、地域の住民は、これで今まで起きていた１０年に一度の洪水から逃れられると喜んでいたところであります。ところがこの度の洪水で、その安心感は吹っ飛び、先程申し上げた浸水した戸数を考えると、今回の洪水を多少でも上回る降雨があった場合には、大規模な災害が予想されることがわかりました。さらにこの度は記録的な洪水であるにもかかわらず、福部内川の水門が一度も閉められていないことがわかりました。福部内川の水門は、全く機能しなかったのであります。流域の住民にとって、憂慮すべき状態であります。そこで大仙市としては、現在県で進めている福部内川の調査の結果待ちになるのか、それ以外の対応があるのかお尋ねいたします。

次に、教育委員会の改革の動きと、その成果についてお尋ねいたします。

我が国では昭和２３年に教育の自主性・中立性の確保を目的に教育委員会が設置されました。ほぼ同時に行政委員会として発足した農業委員会は、自作農の創設と維持が目的で発足し、この２つの委員会は戦後の復興と民主化に大きく貢献したと評価されております。

しかしながら、我が国の教育は、時として教科書検定や歴史教育、詰め込み教育とゆとり教育と、国民を大きく巻き込んで論争が起きてまいりました。

一方、平成９年から１６年にかけて教育の改革に関する改革の動きは目を見張るものがあります。取り組んだ行政並びに民間団体の数は、中央教育審議会に始まり社会経済生産性本部、教育改革国民会議、全国市長会、地方分権改革推進会議と改革の提言が続いたのであります。そしてその議論のテーマは教育委員の公選制の復活、教職員の人事や財源に関する事項、市長部局との連携の強化、地域コミュニティの育成、教育委員会の任意設置に関するもの、教育委員長と教育長の役割の分担に関するもの、教育委員会での合議制に関するもの、会議の公開の原則や政策評価システムの導入があり、この中では法律の改正につながったものもあります。

そこで、教育委員会に対する改革・改善については、後に取り上げることにまいりますが、今次定例会で大仙教育委員会が独自で取り組まれた改革と改善についてお尋ねしたいと思います。

現在、全国各地の地方議会が大仙市に視察に訪れてまいりますが、その目的は、ほとんどが秋田県内にあって特に学業の成果を上げている大仙市の教育行政について視察をされていると伺っております。そこで質問であります、この視察団に対して大仙市教育委員会が回答された、いかにしてその成果を上げることができたのかという公式の回答をお尋ねしたいと思います。また逆に、視察団から参考になった事例がありましたら、あわせてお尋ねいたします。

次に、教員の年齢構成についてお尋ねいたします。

ご承知のとおり大仙市の教員の人事権は、大仙市教育委員会ではなく、秋田県教育委員会にあります。しかしながら、この年齢構成の問題は、大仙市の教育に密接に関連しますので、あえてお尋ねするものであります。

秋田県の教員の年齢構成は２０代が数％であります。具体的に申し上げますと、全県の教員数は５，１６６名であります、２０代の教員は男子２７名、女子３０名の合計

57名であります。率にして1.1%の構成であります。大仙市・仙北市・美郷町の教員のデータがありますので申し上げますと、教員数の全体が740名で、そのうち20代の教員は男子1名で女子2名であります。率にして0.4%であります。若手の教員はいないと言ってよいでしょう。全県も大仙市・仙北市・美郷町も若年教員が全体的に確保されてくるのは37歳以上からであります。そこでお尋ねいたしますが、この逆ピラミッドの構成で、将来問題はないのか、解決すべき課題はどのようなことがあるのかをお尋ねいたします。また、こういった年齢構成にしたいということがありましたら、あわせてお示しをお願いいたします。

次に、家庭教育の支援についてお尋ねいたします。

教育の機会として学校教育、社会教育、家庭教育が教育の三本柱であると思っております。昨今の家庭における教育力の低下は、核家族化や不況による家計の圧迫、そして不定期労働者の増加があるのではないかと考えております。これらが結果として育児や教育に携わる親が孤立している現象があることは想像に難くありません。

一方、教育現場では、学校教育の内容が家庭との距離が離れていく方向にあるのではないかという懸念があります。教育カリキュラムに集中するという考えから、部活動が父兄が担当していくことになりました。また、親の意識の変化もあるでしょうが、家庭訪問の廃止が広がりつつあります。こうしたことが教師の家庭からの情報が減少しているのではないかという懸念をしているのであります。もちろん文部科学省や秋田県の家庭教育の分野では取り組みはありますけれども、学校教育分野や社会教育分野の政策メニューからすると、総合的な不足感はいなめません。

こうした状況にあって、大仙市では平成19年3月策定の「大仙市生涯教育推進計画」、平成22年度策定の「大仙市次世代育成支援行動計画」がそれぞれ教育委員会、健康福祉部において策定され、実行されておりますが、家庭の教育力の向上と子育て支援分野との連携があって初めて家庭教育の支援が活きてくると考えます。家庭教育は、カウンセラー機能の充実や経験の抱負な教育委員、社会教育委員の力で、まだまだ開拓できる分野でないかと考えております。そこで質問であります、家庭における学童の教育の機会が薄れている社会情勢であります、大仙市の家庭教育の支援について、どのような取り組みを今後していくお考えなのかお尋ねするものであります。

以上、第1回目の質問をこれで終わります。

○議長（児玉裕一君） 12番石塚柏君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 石塚柏議員の質問にお答え申し上げます。

質問の第１点は、洪水対策についてであります。

はじめに、大仙市地域防災計画は、平成１９年２月、総合的な防災対策として市民の生命・身体及び財産を災害から保護するとともに被害を軽減し、市民の誰もが安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくりの推進のため作成されたものであります。

また、現在では繰り返し起こらざるを得ない水害につきましては、毎年見直しを図りながら「大仙市水防計画」を策定しているところであり、６月２４日の集中豪雨時の全体的な対応につきましては、概ね計画どおりに対応できたものと考えております。

しかしながら、近年の市街地化の進展に加え、短時間での記録的な降雨により急激に河川が増水したため、大曲地域を中心に被害が発生したところであり、議員ご指摘のとおり、市といたしましても内水排除のためのポンプの増設・更新など、これまで以上の対策が必要と考えております。

災害時における市民との協働についてであります。市では、これまで大仙市地域防災計画の理念の一つである「自らの生命は自ら守る」という観点から、最小単位である家庭から防災活動の実践を推進し、隣近所、自治会、地域と運動を展開してきたところであり、そうした取り組みの成果が町内会等による避難支援などの共助や自助の活動につながっているものと考えております。

自主防災組織につきましては、管内の全世帯３万８７２世帯のうち９，６５２世帯が加入し、組織率としては３１．３％であります。加えて、当市では誕生以来、「市民と行政との協働のまちづくり」を市政運営の柱として地域枠予算をはじめとする地域活動を支援する取り組みに力を入れてまいりましたが、平時における地域づくり活動により、市民が地域への愛着を深め、市民同士が絆を強くしていくことが災害時の共助の基礎的な力になるものと考えております。

また、地域防災計画につきましては、今般の水害において相互補完性や一貫性に不備が認められる部分、並びに具体性に欠けるため職員に周知徹底されていない部分などが確認されたところであります。現在、地域防災計画策定委員会を立ち上げ、見直し作業を実施しておりますが、年内には地域防災計画の１次改訂版を策定するとともに、その後、国・県との整合を図りながら最終的には平成２５年２月の改定に向け取り組んでいるところであります。

次に、自主防災組織の組織化についてであります。市の自主防災組織づくりマニユ

アルにより、対象者につきましては町内会や自治会等をベースにしながら、自主防災組織としての適正な規模や地域の事情等を勘案・研究しながら育成してまいりたいと考えております。

現在、市内の自主防災組織は全部で145団体であり、そのうち大曲地域では9団体組織されております。今後は大曲地域の市街地を重点地域として、出前講座などを実施しながら積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、災害時の国・県・大仙市における情報の連携についてであります。

水防に関する情報につきましては、気象業務法に基づく大雨・洪水注意報、大雨・洪水警報、各点の雨量、各河川の水位、流量、ダム情報などがあり、また、水防法に基づく水防警報や県内各地域の避難準備情報、避難勧告、避難指示等の情報もあります。さらには気象庁の指定河川洪水予報があり、指定河川のはん濫注意、はん濫警戒、はん濫危険、はん濫発生 of 3つの情報があります。これらは道路や河川の管理区分にかかわらず、国・県・市共通の情報であります。

情報の流れや連携要領につきましては、水防計画に規定しております関係機関系統図や雄物川上流、玉川の洪水予報伝達系図、水防警報、避難判断水位到達の伝達系統図により、秋田气象台、湯沢河川国道事務所、秋田県河川砂防課、仙北地域振興局建設部、広域消防本部、水防団及びN T T、東北電力等との連携保持に努めているところであります。

今般の水害対応におきましても湯沢河川国道事務所からのリエゾンと呼ばれる災害対策現地情報連絡員や広域消防本部、警察等から市への対策本部へ職員が派遣されており、対策本部活動や小規模の対策会議において、貴重な助言や応援をいただき、連携を密にした活動ができたものと考えております。

また、事後の国・県・市との情報の連携につきましては、8月8日に国土交通省湯沢河川国道事務所と市の関係者で国土交通省関連事業調整会議を開催しております。さらに8月11日には、県の仙北地域振興局建設部と第1回大仙市洪水対策協議会を開催し、検証を行っております。

今後は、現在情報交換だけにとどまっている仙北地域振興局について、市災害対策本部への職員派遣を依頼するなど連携を強化してまいりますとともに、関係機関や応援協定の団体等との連携につきましても、平時からの情報交換を行うなど、災害時やその後の情報交換が速やかに行われるよう努力してまいりたいと思います。

次に、市街地の洪水対策についてであります。

はじめに、洪水想定と基準についてありますが、現在、丸子川流域に設置してある水位観測所につきましては、河川管理者が基準推移を「水防団待機水位・はん濫注意水位・避難判断水位・はん濫危険水位」の４段階に分けて設定しており、通常その判断基準に基づいて警戒体制を確立しております。

また、水門の閉鎖により溜まった内水排除につきましては、随時水門の閉鎖と連動する形で丸子川排水班が排除作業を実施しております。

６月２４日の水害では、記録的な短時間での大雨という状況のもと、予想を上回る速度で水位が上昇したことにより対応の遅れが生じたところであります。その点を踏まえ、８月１８日の集中豪雨の際には、設定されている水位基準から大幅に引き下げて自主的に水防警戒に当たっております。

次に、内水排除用の常設ポンプ場の設置にかかわる補助制度につきましては、国の社会資本整備総合交付金交付要領に基づいた対策の一つとして、河川管理者である県と地方公共団体が連携して実施する総合内水対策緊急事業があります。

しかしながら、早急に水害被害を防止し軽減するための対策を講じる必要があったことから、７月臨時会並びに今次定例会において、特に被害の大きかった地区２カ所の常設ポンプ場の排水能力強化にかかわる改修工事費について、市単独予算による予算の補正をお願いしているところであります。

次に、内水が溜まる箇所への常設排水ポンプ施設の建設につきましては、６月２４日の実態などを検証するとともに、地元の方々の要望も勘案しながら効果的な内水排除が可能となるよう計画的にその整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、福部内川の治水についてありますが、福部内川は県知事が管理する一級河川であり、治水計画も県の管轄であります。福部内川の洪水調整機能を補完するために須和町三丁目に県が設置した遊水池がありますが、この度の集中豪雨では２４日の午前６時１５分頃には既に満水状態になり、その機能が限界に達したものであります。こうした状況を受け、市では急きょ能代市にある国土交通省の毎分３０ｔの排水能力を持つ大型排水ポンプ車を要請し、遊水池の内水排除に努めたところであります。

市といたしましては、今回の事態を重く受け止め、福部内川の河川改修の見直しや強化について、また、内水排除対策としての大型排水施設の整備について、７月８日に直接知事に対し要望したところであります。これに対して県は、対応することを言明して

おります。

市といたしましては、福見町地区の常設ポンプ場の排水能力の強化改修工事を実施するために、今次定例会に補正予算を提出しております。引き続き県の対応を見極めながら、さらなる内水排除の強化等についても検討してまいりたいと存じます。

質問の第2点、教育委員会の活動に関する質問につきましては、教育長から答弁させていただきます。

○議長（児玉裕一君） 次に、三浦教育長。

○教育長（三浦憲一君） 【登壇】 質問の第2点は、教育委員会委員の活動についてでございます。

はじめに、大仙市教育委員会が独自に取り組んできた改革と改善についてであります。が、本市教育委員会は平成17年の合併とともに5人体制で発足し、この7年間、時代や環境の変化の中で活性化のための改革に取り組んでまいりました。

平成20年7月、平成19年の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」改正の趣旨に従い、教育委員会に市内のPTA活動推進の中核的役割を果たされた保護者を加え、教育委員を5人から6人体制とし、広い面積を有する大仙市の事情・態様に合わせた組織力アップにもつながったものと考えております。

毎年5月から6月にかけて各教育委員が分担しながら市内の全公立幼稚園、小・中学校への訪問指導を教育長による訪問とは別日程で実施しております。各訪問校で実際に行われている教育活動や子供の実態等について、教育委員一人一人がそれぞれの専門性を発揮し、教職員に助言を与えることが学校改善に少なからず好影響を与えております。

また、こうした訪問の機会に学校側から出された施設設備などの要望について、教育委員がその必要性を吟味して事務局に伝えることによって改善された事例も多く見られます。

このような教育委員の事務局に対する指導・助言など、リーダー性の発揮が学校との信頼関係を担保しているものと考えております。

各教育委員からは、新型インフルエンザ対応、食物アレルギー対策など子供の健康に対する喫緊の課題解決を目的とした教育委員会と医師会との情報交換会のコーディネーター役になったり、地場産食材を使った親子料理教室を企画し、学校や家庭における食育の充実に向けて指導したりするなど、本市の教育活動を側面から支えていただいております。

ます。

研修体制につきましては、合併前から実施しております近隣市町村との合同研修会のもとより、昨年度は市内 8 地域で移動教育委員会を開催し、各地域の教育関連施設等を訪問する日程を組み込むなどして地域の教育の現状を視察しております。

また、今年度は教育委員会として学校訪問、学校給食の試食、他県から本市に教育視察に訪れた教育委員会との合同研修会、県内の他市教育委員会との連携による教育委員同士の相互訪問などの実施を計画しているところであります。

教育行政予算につきましても教育委員会が合議した事項につきまして、市長部局との連携・協力体制のもと、教育環境整備のための予算について配慮をいただいております。

このようなことから、教育委員長を中心に決定した合意事項を教育長が具体的施策として推進することによって、ここ数年、毎年県外から 300 人以上もの視察を受けるなど、秋田県も大仙市も教育効果や成果を上げているところでございます。

これまでの県外視察団からの質問内容は、主に小・中学校における学力向上施策についてであります。「全国学力調査で、なぜ好成績を収めることができるのか」という問いは、視察される方々からよくいただく質問であります。その回答は「当たり前のことを当たり前にやる」ということであり、最初はやや期待外れに思われる方も多いようであります。しかし、市教育委員会としましては、子供たちに「生きる力」をしっかりと身に付けさせ、地域や社会の将来を担う人材を育成するという使命を負っており、そのために学校、教師、保護者、地域が当たり前のことを当たり前にやることのできる環境づくりを進めること、すなわち学校や教師は学力や成長を保証し、保護者は家庭教育の責任を果たし、地域は子供の自立を支えるなど、それぞれが一体となって子供たちの学習の基盤を整えることが大切であることを説明していくことで、次第に理解を深めていただいております。

ここでいう「学力向上」というのは、年度や学年に左右されない安定的な学力の維持向上ということで、各学校力を活かしながら教育委員会と学校と保護者や地域が同じベクトルに向かって進んでいる取り組みでございます。いわゆる「オールだいせん」であります。具体的な施策として、学校が地域住民との協力関係のもとに行っている「学校支援地域本部事業」等や市 P T A 連合会との話し合い、小・中連携をはじめ幼稚園・保育園、小・中・高、大学などの異校種間連携による交流学習の推進、本市の特色でもある年 2 回開催の市教職員研究集会における幼稚園・小学校・中学校全教職員による情報

の共有化などがあり、開かれた学校づくりが、ひいては子供の学力・体力・心力のバランスのよい成長を育み、豊かな人間形成が図られていると回答しております。

また、他県からはそれぞれの地域事情を活かした教育活動を展開する中から様々な参考事例を提供していただいております。例えば保護者の年齢層が極めて若いある市では、PTA活動を活性化させる方策を検討してみたり、地域の伝統文化や国際理解、平和教育に力を入れ、特色ある教育活動を推進したり、教育視察に支援したりするなど本市の事業推進の参考にさせていただいております。

今後は、教育委員一人一人の教育行政に対する意欲とリーダーシップが発揮され、具体的な事務を執行する事務局と一体となって地域の教育活動を一層充実・発展させていくことができるよう必要な改善を図るとともに、市長部局との連携を一層強め、議会と教育委員との話し合いも拡大していく必要もあると考えております。

次に、教職員の年齢構成についてでございますが、平成23年度大仙市・仙北市・美郷町管内において40歳以上の教職員の割合が全体の85%以上、50歳以上の教職員の割合は40%以上にも達し、このままいけば今後10年間で大幅な世代交代となると予想されます。また、教諭だけの平均年齢が45.7歳であり、平均年齢が年々上昇しております。

このようなことから、現在の課題は「教師の平均年齢が高いこと」であり、ベテラン教員がモチベーションを維持するとともに抱負な経験や指導のノウハウが若手や中堅教員に継承されるよう、各年齢層のバランスを考慮した教職員の適正配置が望まれます。

もう一つの課題として、平均年齢が高いと、それだけ体調不良となる教職員が増えることが考えられ、それを防止するため定期健康診断等の受診などによる日常の健康管理を進める必要があると考えております。

また、将来的にはベテラン教員と若い教員だけで中堅教員がほとんどいない年齢構成になることが予想されることから、今から若い教員にミドルリーダーとして必要な資質能力を養成するための方策を検討することが重要であると考えられます。

このような将来像を見据え、市教育委員会として、課題のある児童・生徒へのサポートを行う学校生活支援員を増配置し、落ち着いた学習環境を構築することによって教員の負担軽減を図るとともに、地域の学校として学校支援地域本部事業などの活用を図り、地域の先生の導入や夢先生、プロの先生などから学ぶことができる環境づくりに支援してまいりたいと考えております。

次に、家庭教育の支援についてであります。

家庭における子供の教育機会が薄れる傾向にありますことは、本市におきましても共働き家庭が増え、保育園児が増加している現状から推察することができます。核家族化、価値観の多様化等により、集団ルールや規範意識などの醸成に苦労する場面も見られます。子供の教育については、第一義的に責任を有する保護者の自主性を尊重しつつ、国及び地方公共団体は家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるように努めなければなりませんし、家庭の子育てや親になるための「学び」・「育ち」を社会全体で支える仕組み作りも求められているように考えております。

ご存知のように本市の小・中学生の学力・体力については、全国学力学習状況調査や体力・運動能力、運動習慣等調査及び県の学習状況調査などの結果から、概ね満足できる状況にあるものと認識しております。その要因の第一は、子供たちが早くから「早寝・早起き・朝ごはん」などの望ましい生活習慣や「家で自分で計画を立てて勉強する」などの望ましい学習習慣を形成しているからだと分析しております。これは生活基盤である家庭環境の安定、就学前教育の充実、また、小・中学校への円滑な移行がなされているからだと考えております。

この生活環境基盤を、より強固なものにしていくことはもちろんですが、家庭・保育園・幼稚園・学校・地域等が連携した上で、それぞれの立場で子供たちを支援することが寛容ではないかと思っております。教育委員会としましては、園や学校の生活・学習習慣の形成にかかわる指導や大仙市PTA連合会の活動を支えていきたいと思っております。例えば、長年にわたる学校での取り組みとして、「一人勉強ノート」が定着し、秋田の学力の秘訣の一つに数えられております。これは子供たちが自分で立てた計画に基づき継続する家庭学習ノートで、保護者のかかわりや学級担任の指導が各々のコメントなどから見て取れるノートであります。

本市では、平成17年度から2学期制を実施しておりますが、各校では学習の継続性を重視し、放課後や長期休業時には補充的学習の機会を設けたり、保護者と学級担任等との二者面談・三者面談等を行ったりして、校内生活の様子を伝えるとともに、家庭との連携や協力すべき点、望まれる生活などについて、より個別の支援を充実させてきております。

また、平成20年度に設立した大仙市PTA連合会では、「ノーメディアデー（ノーゲームデー）」などの取り組みを提唱して、親子の語らいや運動の機会の確保を進めた

り、読書活動を推進していることは家庭教育のあり方として大変意義あることだと思っております。今後も市長部局と連携した放課後児童クラブや放課後子ども教室、親子ふれあい陶芸、クッキング教室などの充実に加え、子供たち、保護者の悩みや課題克服の支援として現在行っている臨床心理士の配置や相談電話の開設など、個別に対応できる体制づくりの充実も図ってまいりたいと考えております。

また、妊娠期や小学校入学前の子供の保護者、思春期の子供の保護者などを対象にした講座の開設、子育て中の保護者のための地域における相談体制の拡充を踏まえ、社会教育委員や生涯学習推進連絡協議会委員などとも連携しながら取り組みを一層推進してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（児玉裕一君） 12番、1つ目の項目について再質問ありますか。はい、12番。

○12番（石塚 柏君） 洪水対策についての再質問ですけれども、何と言っても自主防衛組織、これを作り上げるというところが一番大事じゃないかなというふうに思っております。その場合、やっぱりその中核的な人材をどうこう発見して、その人たちにその気になってもらえるのかということが非常に重要なのではないのかなと、直接でなく端から見てそう感じておるところであります。その辺のもうちょっと先程の答弁で素晴らしい答弁いただいたわけですが、もう少し具体的に、こう、どうすればこう、自主防衛組織が育っていくのかというあたりのその中核人材をどう市役所の方で見つけて確保して、育てるといふ言い方もおかしいですけど、一緒にやっていくのか、そのあたりのお考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（児玉裕一君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 石塚議員の再質問にお答えします。

この自主防災組織の中核的な人材の発見が重要ではないかということですが、ご指摘のとおりだと思っております。現在、私ども今考えているのは、もちろん町内会、あるいは自治会の皆さんとよく話し合っていかなきゃならないことはもちろんであります、この中核的な存在ということになりますと、現在我々、先般の大震災で大仙市からもたくさんの方のボランティア、そして職員も含めて関係する皆さんに参加していただきました。この方たちとの様々な形での連絡は、今でも取れておりますので、我々のところでは中核的な存在となりますと、そういう経験をされた皆さんがその中核的存在になり得るのではないかなという考え方で、様々な形でここにもご相談していきたいなというふうに

思っているところであります。

あと、この自主防災組織の関係ですが、今、いろんな市町村の状況なども調べながら様々な仕組み作り、既に大仙市はマニュアルを持っていますけれども、改良しなきゃならない部分もたくさんありますので、いろいろ考えておりますが、どうもある程度我々は自主防災組織として活動していく場合には、やはりしっかりした活動をしていただくような団体というものを考えておりますので、あまりこう、機能しないような団体という位置付けがないような形で、かなりしっかりした組織を、これから作っていくことを目標としております。28年ですか、28年度まで5カ年計画で防災訓練のときにも示しておりますけれども、大体8割ぐらいの組織にしていきたいというふうな目標を持って取り組んでまいりたいと思っています。

○議長（児玉裕一君） 1つ目の項目の再々質問はありますか。はい、12番。

○12番（石塚 柏君） もう一つ、福部内川の件についてお尋ねしたいと思いますけれども、これは担当が県なので、市長さんはじめ幹部の皆さんも頭いたいことだと思うんですが、ほかの17カ所の内水排除のポンプ、これについては市長部局の力、議会の協力があれば、年次でだんだん解決していったって、そう頭やみしなくてもいいと思うんですけど、福部内川だけはやたらとその障害があって難しいと。ただですね、これ、福部内川のあの、それこそ大規模な何かホテルみたいなような水門を作ったあれには効果が見えないと。それから、あそこだけ解決すれば、まあほぼ旧市街地の水害の問題は解決できるということでもありますので、前回の作ったときの報告書ですね、それから今一生懸命解析したり報告されていると思いますので、それらをやっぱり議会にも報告をできるだけしていただいて、市と県も一緒になるような気持ちでこの対策を講じていただきたいと思いますので、ちょっとくどいようですけど、改めてもう一度お考えをお聞かせ願います。よろしくお願いします。

○議長（児玉裕一君） 12番の再々質問に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 福部内川の問題につきましては、遊水池、水門等が完成した時点で、県としての考え方は丸子川水系、福部内川の部分については、一応治水としては完成形だというふうに私は報告をもらっています。ただ、その危険度的なものは10分の1程度で、これで一応の完成で、というふうな形で遊水池の管理を市が引き継いでおります。ただ、現実にはその後も、今回だけではなくてかなりの内水の問題が出てきておりますので、県に対してはもう一度、一応完成した形的水系であっても、もう一度やはり

改良・改善を加えるべき努力してもらいたいということでお話しして、その件については県も全体の周辺間の流量の問題も含めまして改修・改善についての計画的なものを進めたいという返事をいただいております。その中に内水の大型の排水のポンプの問題とかも入れていただいているつもりでありますので、この件についてはあまり時間をかけないでという願いをしておりますので、おそらく私の考えとしては、県の24年度予算のところでこの治水の改善・改修という問題が正式な形として出てくる、そういうやっぱりスピードでお願いしたいということで、現在も話し合いを続けているところがあります。

ただ一つ、福部内川の水門の関係ですが、私は様々なあそこの水門の管理は県の直接管理であります。いろいろ水門がその内水が川に出るスピード、勢いであるとか、あるいは川から内水が入ってくる、いろいろいわゆる判断して処置しているというふうに考えておりますので、この辺は県とももう一度、なぜ水門が開いていたのか、開けていた方がよかったのかということについてお聞きしたいと思っています。あるいは雄物川の一連の国交省で管理する、水門の管理人にお願いしている部分についても、どういう判断基準、どういうところでその水門を止めたりするかということについて、もう少しはっきり我々としても聞いて、やっぱり共同でこの水門を利用した調整という問題を考えていかなきゃならないと思っています。

○議長（児玉裕一君） 12番、次に2つ目の項目の再質問はありますか。はい、12番。

○12番（石塚 柏君） 1点だけお尋ねします。市長部局と教育委員会、2つ分かれておりますので、教育委員会さんが遠慮があるのかわかりませんが、今日、教育長さんが縷々答弁いただいて、内容はよくわかったわけですね。ところが、私は大多数の市民って、単純におら方のまち、わらし達たいした勉強いいど、体力いいど、学校の先生もいがべせと、案外喜んじゃってですな、その具体的な施策、その辺があんまりよくわからない、そしてそれがもしわかれば家庭教育の充実にだってつながるのではないかというふうに思ったわけですよ。市の広報に私単純にもうちちょっと教育長頑張って、教育委員会の中身、載せれってふっと頭をよぎったとき、いや実は国では教育委員会と市長部局の関係だとかややこしく、あまり私は意味ある議論だとは思えないんですけど、妙な線の引き方があると。そんなことも考えなくて私は、我々現場のそこではいいと思いますので、どんどん積極的に、父兄なり市民が大仙市の教育行政について関心を引っ張り出せるような、そういうもうちょっと広報活動に力入れていいんでないかなというこ

とを感じましたので、その辺のところひとつお考えをお聞かせ願えれば有り難いと思います。

○議長（児玉裕一君） 答弁を求めます。三浦教育長。

○教育長（三浦憲一君） 大仙市教育委員会では、開かれた教育行政ということを真っ先に掲げております。したがって、住民のご意見を伺ったり、それから情報発信ということで各学校には全部学校通信なり学年通信なり、そういうものを保護者がいるいないにかかわらず渡してください、そういう情報共有をしていただきたいということを全部述べておりまして、それを各学校でも実践していただいておりますし、それから教育委員会としましても、できるだけまとめた冊子、これをよその市町村よりは私たちは出しているつもりでありますけれども、ただ、全戸配布と違ってなりますと、また大変な予算もかかりますので、そこは各公民館、学校を通して地域には実情をお伝えしていただくという形でやっていただいておりますし、社会教育委員とかいろんな方々からも情報を提供していただきますし、そういう形で、とにかく発信しながら、そして協力をいただきながら、お互いに一緒にやっていこうという方針はどこにも負けていないつもりです。今後ともそういう努力を一層進めていきたいなと、こう思っております。

○議長（児玉裕一君） 12番、この点の再々質問ありますか。

○12番（石塚 柏君） ありません。

○議長（児玉裕一君） これにて12番石塚柏君の質問を終わります。

申し上げます。この際、昼食のため暫時休憩いたします。本会議は午後1時に再開いたします。

午前 11時58分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（児玉裕一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。次に、1番大野忠夫君。はい、1番。

○1番（大野忠夫君）【登壇】 1番大野です。午後の大変眠い時間ではありますが、私の質問も皆さんから聞いていただきたいというふうに思います。

まずはじめに、85回の全国花火大会、大成功に終わりました、大変ご苦労様でした。大会実行委員会をはじめ関係各位に感謝を申し上げたいというふうに思います。

また、8月31日には開催されました自助・共助・公助の精神を養うという立場から

見た大仙市総合訓練大会、大変ご苦労様でありました。

3月11日、東日本大震災、台風12号による犠牲者、そして被災者にお悔やみ申し上げますとともにお見舞い申し上げたいというふうに存じます。

久々のこの一般質問ということでもありますけども、先程教育長の答弁の中で「当たり前」という言葉、何回か発声されました。私もこの「当たり前」という言葉が非常に好きな言葉でありまして、今日も当たりの疑問を当たりに質問したいというふうに思いますので、よろしくお願いしたいというふうに思います。

世界経済は2008年9月のリーマンショック以来、経済回復を忘れた如く低迷の一端をたどっている状態であります。日本経済も向上しない中で1月の豪雪、3月11日の東日本大震災、6月24日の豪雨大水害、とりわけ3.11災害以降の経済活動は自粛ムード、風評被害も重なり、各地の観光、夏まつりも低迷傾向で終始していますが、観光産業に期待する声も多く聞かれているところであります。

また、最近、円高、株安の低下は、中小企業の経営不振を招くのではないだろうかと心配しているところであります。

東日本大震災被災地の復旧・復興は最優先で進めるべきものでありますが、東北全体の可能性を総合的に考えますと、被害者は太平洋側だけでなく日本海側も被害者であると言っても過言ではないだろうというふうに思います。太平洋側への機能集中が浮き彫りになった今、鉄道、道路、製造業、観光等々、東北全体が均衡のとれた振興、発展が災害に強いまちづくりにあるのではないかとというふうに思います。大仙市の経済活性化と雇用拡大が重要課題と思いますが、笹倉工業団地の早期完成と企業誘致を関係機関に強く要望したいものであります。

「災害は忘れた頃にやってくる」という言葉もあります。アメリカ同時多発テロ事件は、9月11日で10年になります。事件現場の復興はまだまだと何かの記事で目止めたところでありますが、3月11日の東日本大震災は9月11日で半年を経過いたします。復興の遅れが指摘される中、2009年9月から民主党政権は3人目の首相が誕生いたしました。復旧・復興は進むのだろうかと複雑な思いで毎日過ごしております。

福島原発事故は、いつ終息するのだろうか、事故による放射能汚染の怖さは世界中で皆さんが知っているわけでありまして。しかし、原発事故の対応を見ても、被爆国日本は風化されようとしているのではないだろうか。外務省が日本国際問題研究所に想定される原発への攻撃や被害予測の研究を委託し、1984年2月にまとめた報告書が首相官

邸や原子力委員会にも提出されず、研究のまとめた報告書が想定した全電源喪失のシナリオがこの3. 11震災で再現されたわけでありましたが、震災復興には何ら活かされることなく過ごされたということが新聞報道にあったわけであります。

ノーモア広島・長崎の原爆による放射能汚染から66年、原水禁世界大会は原発事故の福島から開催されたこと、記事を目に止めたわけでありましたが、ノーモア福島が放射能汚染の地として付け加えられ、日本の汚名が一つ増えたのではないかというふうに思います。1954年3月1日、第5福竜丸死の灰事件、1979年3月28日、スリーマイル原発事故、1986年3月29日、チェルノブイリ原発事故がありました。ちょっと歯の治療中のございまして、大変申し訳ないですがよろしくお願いします。

日本の原発は過去の事故から何を学び、安全だとしたのか、ベールに包まれて疑問だけが残っている現在であります。

日本の電力は自然エネルギーを中心とした代替エネルギーの必要性を感じているところではありますが、備えあれば憂いなし、8月31日の防災訓練は、住民が安心・安全に暮らすための原点だと思います。東日本大震災では、訓練の成果がどのように活かされたのか、しっかり検証も必要だろうというふうに思います。

自分の命も他人の命も、命のあるもの全てが大切であることは当たり前のことであります。このことを強調しながら行政当局の適切な答弁を期待し、次のことについて伺いたいと思います。

1点目であります。23年になってから発生した災害を教訓化した大仙市の対応と対策についてであります。

1つ目は、23年は1月の大雪、3月の東日本大震災、6月の集中豪雨と、災害の多い年であります。大仙市地域防災計画に平成7年阪神・淡路大震災、16年新潟地震を教訓に改正したという内容であります。連続した災害を受けて、何をどう教訓化をして課題ととらえ、また対応・対策したのか伺いたいというふうに思います。

2つ目であります。災害には取り組みの遅れによる人災と思われるものもありますが、大仙市の場合、どのように分析をし、取り組んできたのか伺いたいというふうに思います。

2点目であります。福島原発事故についてであります。

非核平和宣言都市として、どのようにこの原発事故を分析しているのかということをお伺いしたいというふうに思います。

2つ目であります。大仙市の風評被害の現状と対策を伺いたいというふうに思います。

制御不能なこの放射性物質が拡散し続ける中、不安は将来にわたることを思えば、この原発のあるべき姿と代替エネルギーの必要性について伺っておきたいというふうに思います。

3つ目であります。地震後の大仙市備蓄品の点検と経済対策についてであります。

断水、停電による高齢者、障がい者等のトイレ対策をどのように検討したのかなということであります。このことは、この地震に伴って私も仙台に友達がおりまして、高齢者の方がトイレの使い方について、トイレットペーパーが幾らあっても足りないという電話を1週間ぐらい経ってからいただいたわけではありますが、私の方から何も手当てすることができませんでした。そういうことを考えましても、このトイレ対策というものは非常に大切なものだと思いますので、その対策などについてお伺いしたいというふうに思います。

地震直後の物資輸送の停滞や製造業の悪化から、地震前の地域振興は太平洋側に偏っていたと言っても過言でなくくらい強く感じられたわけでございます。今後は太平洋側の振興に加え、日本海側の開発も必要であると考えますが、大仙市の経済と雇用への地震の影響や今後の取り組み、または震災復興のあり方について市長の見解を伺いたいというふうに思います。

次に、水害対策についてであります。

定例会の市政報告で国・県に要望を行ったというふうに報告がありました。要望の細部と回答について伺いたいというふうに思います。

次に、除雪と設備及び雪害対策についてであります。

9月定例会に6億8,500万円の予算提案があるわけではありますが、1月の大雪で教訓化した課題に、どう取り組んできたのか伺いたいというふうに思います。

次に、自主防災組織率についてであります。

先程12番議員の答弁でもいろいろありましたけれども、この安心・安全のまちづくりは、私は自治会活動が原点であるというふうに常に今思っているわけであります。現在の組織率はどのくらいなのか、また、組織の拡大にどう取り組もうとしているのか、考えを伺いたいというふうに思います。

次に、デスティネーションキャンペーンについてであります。

大震災以来疲弊した観光事業の復興が、大仙市のみならず秋田県、東北全体の活性化

にも大きく寄与するものと思うわけであります。平成25年秋にデスティネーションキャンペーンを秋田県で開催すること、それによる経済効果に期待するとのマスコミ発表がありました。その準備として、県とJR東日本が今年10月から12月に食・農・観のキャンペーンを実施をし、県内観光を盛り上げようとしているわけであります。大仙市も経済対策も含めながら、この準備を検討すべきものと思いますが、見解を伺いたいと思います。

以上、壇上での質問とさせていただきます。

○議長（児玉裕一君） 1番大野忠夫君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 大野忠夫議員の質問にお答え申し上げます。

質問の第1点は、23年災害を教訓とした対応と対策についてであります。

はじめに、今年の連続した災害の教訓や課題への対応についてであります。現行の地域防災計画につきましては、平成17年3月合併後、2年かけて市民の誰もが安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくりの推進のために作成されたものであります。当時の策定委員会や防災会議におきましては、県の指定する災害想定や阪神・淡路大震災の教訓に代表される「耐震化促進」や「ボランティア活動の基準」、また、トリアージと呼ばれる災害医療活動の優先順位などを見据えた計画策定でありました。

また、新潟地震では内陸部における孤立集落の発生と、この孤立集落からの救出要領、復興までの生活支援等の教訓・課題を反映すべく策定作業をしております。

今年の災害の連続、特に3月11日の東日本大震災は、日本中に津波と原子力災害の恐怖を植え付けております。現在、東日本大震災の課題等をもとに、地域防災計画の見直し作業中ですが、8月9日に地域防災計画策定委員会を立ち上げ、第1回会議を開催しております。10月に第2回目、12月に第3回目の会議を実施し、地域防災計画の第1次改訂版を策定する計画であります。

連続した災害による教訓や課題につきましては、計画全体の見直しの中で検討しておりますが、先日の総合防災訓練で説明がありましたように、津波が本県の日本海側に押し寄せ、沿岸都市が甚大な被害を受けた場合における、その後方支援の要領や自衛隊、緊急消防援助隊及び警察応援隊等の展開場所、実働部隊等の受け入れ体制、緊急物資の集積場所等の確保及び参加をいただいた多数のボランティアのコーディネートなどの項目については、大変重要な課題と考えており、こうした点にも配慮した今後の見直し作業を本格的に進める所存であります。

次に、人災への分析や取り組みについてであります。

取り組みの遅れによる人災とは、地震や風水害等の自然災害に対して、その対応が極端に遅れたり火災や火山噴火災害などにより直接人命にかかわる対策が遅れたために甚大な被害が発生した場合に使用されるものと考えております。

また、河川の堤防や沿岸部の防波堤など、災害を未然に防ぐ構造物の建設が用地交渉の問題などで長期間にわたり滞ることにより、抜本的な対策がとれず、外水による洪水や高潮被害などが起こることも考えられますが、ほとんどは防災対策の備えの不備が原因であると分析しております。

市といたしましては、6月24日の水害において記録的な短時間での大雨という状況のもと、予想を上回る速度で水位が上昇したことにより対応に遅れが生じたことを踏まえ、8月18日の集中豪雨の際には設定されている通常の判断基準から大幅に引き下げて水防警戒に当たったところであります。今後とも適切な判断のもと、迅速な対応を実施しながら減災につなげてまいりたいと考えております。

また、平時からの備えとして考えられるハード面の整備につきましては、国の用地取得が長引いているため築堤工事が進まず、水害の常習地帯を生んでいるケースもあることから、応急対策も含め、今後とも国・県等に強く働きかけてまいりたいと考えております。

質問の第2点は、福島原発事故についてであります。

はじめに、非核平和都市宣言についてありますが、本市においては平和憲法の精神に則り、非核三原則を将来ともに遵守し、核兵器の廃絶を全世界に強く訴え、人類共通の願いである恒久平和を希求するとして「非核平和都市宣言」に関する決議が平成17年6月に議員の皆様が発議により採択されたところであります。

市といたしましても、この宣言を具現化するため、被爆地広島に市の未来を担う若者を派遣し、その学習成果を広く市民に伝える「非核平和レポーター派遣事業」などの取り組みを続けてまいりました。非核平和宣言は、核兵器の廃絶と恒久平和を希求する活動であり、今後とも市民の皆様とともに取り組んでまいりたいと存じます。

次に、大仙市への風評被害の現状と対策につきましては、J A秋田おぼこによりますと、原子力発電所の事故後、国内産の一部の野菜から放射線が検出されたことを受け、一時期、J A秋田おぼこの出荷分も含め国内のハウレンソウや小松菜などの販売に影響が及んだとのことでありましたが、その後の秋田県による農作物の安全確認調査やJ A

秋田おばこによる放射線量調査などで安全性が確認されたことから、市場も落ち着きを取り戻し、現在は大きな風評被害はないとのことであります。

また、8月4日に政府から食品衛生法に基づく検査対象地域に秋田県が指定されたことを受け、県による県農産物の検査が行われることとなっており、風評被害に対する有効な対策として取り組まれようとしております。

本市における米に関する検査につきましては、9月中旬から1週間の日程で、合併前の旧市町村において各1カ所ずつ計8カ所で行われる予定となっておりますが、検査結果が出るまでは米の出荷の自粛が必要となっていることから、農家の皆さんからご協力をいただきながら米の流通・販売に支障が出ないように、関係機関・団体と連携し取り組んでまいりたいと考えております。

なお、農家等の不安をできる限り払拭するため、市独自で購入した放射線量測定装置を活用し、秋田県による調査とあわせて風評被害の防止の徹底に努めてまいりたいと存じます。

次に、原発と代替エネルギーにつきましては、原子力発電所の事故に伴い、本市を含む東日本エリアでは深刻な電力不足とその長期化が懸念されている状況にあります。こうした電力不足をはじめとするエネルギー問題は、東日本に限ったものではなく、我が国における国民生活や経済活動に影響を及ぼす、いわば国家レベルの極めて大きな問題であります。現在の国内電力供給につきましては、火力、原子力、水力に加え、風力、太陽光発電といった自然エネルギーなどを組み合わせて賄われておりますが、その発電状況は電気事業連合会が平成23年1月に発表した「原子力・エネルギー」図面集によれば、2009年で石油・石炭・天然ガスによる火力発電が61%、原子力発電が29%、その他水力・風力・太陽光などの自然エネルギーが10%となっており、増加する電力需要を考えると、直ちに全ての原子力発電を停止することは現状では難しい状況となっております。

国におきましては、こうした状況を踏まえ、エネルギー政策の再構築を喫緊の問題として位置付け、太陽光や風力、水力などの自然エネルギーの導入促進を図るため、個人や事業者が自然エネルギーで発電した電力を一定期間、一定価格で電力会社買い取ることを義務付ける、いわゆる固定価格買取制度を8月26日の国会で成立させたところであり、まだ買取価格が決定していないなどの課題が残されているものの、今後の展開に期待を寄せているところであります。

今般発生した福島第一原子力発電所の事故は、被災地域や東北のみならず、我が国全体に深刻な影響を及ぼすにいたっており、改めて原子力の恐ろしさを認識させられたところであり、原子力発電の事故を見るに人類が完全にコントロールすることができない原子力に電力を依存することは、本来あるべき姿ではないと考えています。

質問の第3点は、地震後の備蓄品と経済対策についてであります。

はじめに備蓄品のうち、高齢者や障がい者等のトイレ対策についてであります。

昨年10月に当市で開催された秋田県総合防災訓練では、当市が初めて本格的な「避難所の開設運営訓練」をサンクエスト大曲で実施し、その際に避難所用トイレも設置いたしましたが、あまりにも簡素な作りでプライバシーの面で配慮が欠けていたものとなっております。

また、東日本大震災の避難所におきましても、トイレについて個数や衛生面、弱者への配慮などで多くの指摘がありますように、災害弱者である高齢者や障がい者に配慮した対策や備蓄品の確保につきましては、大変重要な事柄であると考えております。

ご指摘の高齢者や障がい者用のトイレ対策につきましては、避難所の既存のトイレにつきましては、高齢者や障がい者、女性や子供が優先して使用し、それ以外の方々は本格的なトイレが整備されるまでは、仮設や臨時のトイレを使用するという方法が考えられるところであります。今般、段ボールを組み立てる簡易トイレ100組と、そのトイレ全体を囲むトイレ用テント10組を購入する予定であります。これらは一時的なつなぎの対策となるものであり、早期にレンタルトイレや仮設工事トイレなどを整備する必要があるものと考えております。

今後もボランティア活動を通じて得た教訓や課題を整理し、真に役立つ災害備蓄品の選定、配備に努めてまいり所存であります。

次に、大仙市の経済と雇用への地震の影響や今後の取り組みにつきましては、東日本大震災により直接的な被害のなかった地域におきましても、物流機能の停滞が企業活動に大きく影響を及ぼしました。このことは太平洋側に拠点が集中していることによるものと考えられ、震災を機にリスク分散の重要性が改めてクローズアップされたものと認識しております。

加えて、東北全体の均衡ある発展のためにも、太平洋側の復興とともに、日本海側の整備強化も急務であると考えております。

平成22年8月、秋田港が国の重点港湾に指定され、シーアンドレール構想の実現に

向けて大規模な整備が期待できるようになり、関連して製造拠点としての役割を担う神岡地域の大規模工業団地整備事業が県によって進められているところであります。

市では、震災直後から製造業を中心に、直接訪問並びに電話聞き取りなどを行うとともに、各企業団体の会合時などあらゆる機会を捉えて将況把握に努めてまいりました。震災から半年が経過し、多くの企業が通常ベースに戻っているようではありますが、円高や節電等の影響もあることから、今後、操業状況を把握するための調査等を実施したいと思います。

新規の企業誘致につきましては、８月に実施した農商工連携アンケートの結果と市首都圏企業懇話会や県リッチセミナーによる情報交換や交流を活かした活動を展開するとともに、市内の既存企業に対しては会社訪問や市企業連絡協議会の各種事業を通じた情報収集に努めてまいります。中小企業支援として、引き続き、市経済雇用生活緊急対策第３次行動計画に則り、マル仙制度による金融支援を進める一方、雇用、新規操業、事業規模拡大などに対する支援策の拡充を検討いたします。

また、県が神岡地域で進めている大規模工業団地整備事業の促進に向けて、今後とも地域等からの理解と協力をいただけるように求めてまいります。

質問の第４点は、水害対策における国・県に対する要望についてであります。

雄物川の河川改修事業につきましては、これまでも雄物川上中流改修整備促進期成同盟会等により、無堤区間の整備促進や早期着手について国に要望活動を展開してきたところであり、また、毎年行っている国土交通省関連事業調整会議においても、具体的な箇所及び詳細を示し、湯沢河川国道事務所に要望しているところであります。

しかしながら、今回の水害の状況を踏まえ、緊急的な要望として７月１４日に国土交通省湯沢河川国道事務所長に対し、雄物川中流河川改修事業促進について改めて要望を行ったところであります。

この具体的な内容であります。現在事業実施中の神岡地域の「間倉築堤」、南外地域の「西板戸築堤」、西仙北地域の「寺館・大巻築堤」については早期の完成を、未着手である南外地域の「物渡地区築堤」、協和地域の「芦沢・中村・岩瀬地区築堤」については事業の早期着手について、また、中仙地域の「玉川」については堤防の量的整備や中州除去など総合的な治水対策の推進について、それぞれ要望しております。

国土交通省としては、雄物川におけるそれぞれの地域、区間について、現在実施中の事業については、できるだけ早く完成を目指し、用地及び補償の交渉が難航している間

倉築堤の約400mの残区間につきましては、引き続き鋭意交渉を続けていくとのことであります。

また、この残区間の越水危険箇所につきましては、緊急避難的な対策として、地権者の用地協力などが必要となりますが、大型土のうによる越水防止対策を行うと伺っております。

未着手区間である「芦沢・中村・岩瀬地区築堤」につきましては、事業着手に向けた用地調査等を実施しているところであり、「物渡地区築堤」は、樋門を含めた築堤計画を検討し、「玉川」の治水対策については、現地調査の上、対策を検討するなど、要望のあった事業について積極的な事業の推進に努めてまいりたいとのことでありました。

7月8日には福部内川の治水対策並びに遊水池の内水排除について、また、土買川の堤防のかさ上げについて秋田県知事に要望したところであります。

県では現在、今回の災害を教訓とした福部内川の治水対策について検討を進めていただいております。

土買川につきましては、JR奥羽本線から国道13号までの区間については国が整備することで協議が整っているということで、計画高に満たない暫定整備区間となっている右岸堤防につきましては、引き続き国に要望するとしております。

また、13号から上流部の築堤整備は秋田県の管轄となりますが、早期に対策を行うと伺っております。

質問の第5点は除雪と設備及び雪害対策についてであります。

はじめに、除雪及び設備対策につきましては、平成23年度の除雪対策費といたしまして、今次定例会に6億8,525万7千円の補正をお願いしており、その内訳は除雪作業の委託料が主なもので、過去の実績に基づき昨年並みの1シーズン165時間の稼働時間を見込んで計上したものであります。

本年1月から降り続いた豪雪に対する除雪対策の状況から浮かび上がった課題を整理しますと、住宅密集地における堆雪場所の確保や主要交差点等の排雪に苦慮したこと、除雪機械の老朽化、地域境界の除雪体制の格差などが挙げられます。

こうしたことから、今年度の取り組みといたしましては、予算面では除雪機械の保守点検の強化や排雪関係の予算も拡充を図っており、体制面では堆雪場所のさらなる確保や交差点等の排雪関係を強化し、道路交通や歩行者の安全確保に努めるほか、地域間の除雪体制の格差解消を図ってまいります。

また、消流雪施設につきましては、新規に設置の施設に加え、既存の施設を有効に活用するため、修繕や更新に対する補助を行っており、今後も機械除雪と消流雪施設の適切な組み合わせによる総合的な除排雪体制の確立に努めてまいります。

次に、雪害対策に関する検証につきましては、その被害が大きかったことから、当初、例年より早い時期の春先のスプリングレビューで全庁横断的な雪害検証会を計画しておりましたが、３月に発生した東日本大震災への対応などにより、先月の８日の開催となったものであります。

この検証会では、「市民への効果的な注意喚起、安全な作業方法の普及等について」、「空き家対策について」、「幹線道路の除雪、雪捨て場の確保等について」、「高齢者世帯等への支援、ボランティアの参画等について」、「除雪デー、公共施設の管理点検等について」、「児童生徒の安全確保等について」及び「対策本部等の体制について」などを重点項目として、その問題点や課題について協議し、その改善策や充実策について早急にまとめることとしたところであります。現在、通学路対策や高齢者・障がい者世帯への支援策、雪下ろし作業員の確保策及び空き家の除雪などの具体的な対策等について検討しており、今後、整理の上、１０月に予定されております臨時会にその対策に必要な補正予算を上程してまいりたいと考えております。

質問の第６点、自主防災組織に関する質問につきましては、総務部長から答弁させていただきます。

質問の第７点は、デスティネーションキャンペーンについてであります。

デスティネーションキャンペーンは、ＪＲ６社と指定された自治体、地元観光業者等が協働で実施する国内最大級の大型キャンペーンで、昭和５３年１１月から当時の日本国有鉄道と和歌山県が共同で実施した「きらめく紀州路」が始まりとされております。

本年５月９日、秋田県とＪＲ東日本秋田支社が平成２５年１０月から１２月まで、秋田県が単独のデスティネーションキャンペーン、いわゆるＤＣ対象地区に選定されたことが報道機関を通じて発表されました。平成２５年春には、秋田新幹線に新型車両の「Ｅ６系」の車両が導入されることから、これとあわせて秋田県の魅力を全国にＰＲし、東北の復興の気運を盛り上げる好機と期待されているものであります。

秋田県では、ＪＲとタイアップしながら平成２５年に展開される本番の前年を「プレＤＣ」、翌年を「アフターＤＣ」、そして今年の２３年度を「ミニＤＣ」期間とし、４年間、本県の観光力の強化を目指すこととしております。

ミニＤＣに当たる今年の１０月から１２月までは、ＪＲ東日本の「重点販売地域」の指定を受け、「自然豊かな風土と温かな人情に育まれた“秋田の食”の奥深い魅力を全国へ」を基本テーマとして「食・農・観」の連携を強化し、秋田県とＪＲ東日本が主体となって「オール秋田」で大型キャンペーンを展開することとしております。

本市においても「ミニＤＣ」に積極的に参加することとし、１０月１日から３日までのオープニングとして、東京有楽町駅前広場で実施される「あきた食彩ウィーク in 東京」のステージイベントで、ドンパン踊りを披露するほか、出展ブースにおいて本市の特産品を販売し、また、１０月１日から２０日まで秋田市で開催される「食」をテーマとした着地型誘客イベントに参加することで準備を進めているところであります。

また、ＪＲ東日本主催で本市が共催している「駅からハイキング」を本年は４月に羽後長野駅から、６月に大曲駅から実施し、首都圏や県内外からの参加者が本市の観光資源となっている様々な名勝等を散策しております。この後、９月２４日と１１月６日にも大曲駅から旧池田氏庭園等をメインに実施することとしております。

これまで全国のＤＣ開催地では、期間中、キャンペーン効果により軒並み観光客数が伸びており、経済波及効果は大きいものと評価されていることから、東日本大震災で疲弊している東北全体に秋田から人を呼び込むきっかけづくりにしたいと期待しているところであります。

昨年３月に発行しました「大仙市観光振興計画」に掲げる「情報収集・魅力の発信強化」及び「魅力ある観光地づくり」などのテーマ別観光戦略を明確にし、本市観光の旬の魅力をアピールできるような施策を積極的に進めていくこととしており、まさに今回の「ミニＤＣ」は本市としても絶好のチャンスとして捉えており、さらなる観光素材の発掘、受け入れ態勢の継続的な整備を県、近隣市町村及び本市の関係機関や団体等と連携し、推進してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（児玉裕一君） 次に、老松総務部長。

○総務部長（老松博行君） 質問の第６点、自主防災組織についてお答え申し上げます。

はじめに、当市における自主防災組織の現状につきましては、１４５の組織があり、９，６５２世帯が加入しており、組織率は３１．３％となっております。

災害時において自分を守るのは自助の力ではありますが、自分ひとりでは対応できない状況になったとき、頼ることができるのは近所にいる人、すなわち町内の人たちによる

共助であることから、自治会等による自主防災組織の育成に努めておるところであります。

積極的な活動を実践している自主防災組織も徐々に増えてきているところですが、大花町の自主防災委員会では、東日本大震災の際に給水情報を広報車で町内全域に広報するとともに、市から提供された非常食を町内の方々に配布する活動などをしております。また、6月24日の水害時には、委員10名で上流の農業水路などを巡視して堰の水門の調整をするとともに、丸子川へ内水を排除する排水ポンプ施設を速やかに稼働させていただくなど、市の水害対策にも貢献していただいております。

次に、自主防災組織の拡大についてであります。3月11日の東日本大震災以前から各町内会館・部落会館等におきまして自治会単位などでの出前講座を実施し、また、安全・安心アカデミー等を開催するなど、自主防災組織の結成に向けた各種取り組みを実施してきております。

今後も自治会単位などの出前講座の開催を継続しながら、また、毎年各地域輪番により開催される総合防災訓練に、できるだけ多くの市民の皆さんが参加できるように工夫するなど、防災意識の高揚を図りながら平成28年度までには組織率を80%にすることを目標にして、今後一層自主防災組織の育成に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

終わります。

○議長（児玉裕一君） 1番、1つ目の項目についての再質問はありますか。はい、1番。

○1番（大野忠夫君） ただいまいろいろな答弁をいただきましたけれども、少し再質問させてもらいたいというふうに思います。

この1番の部分でありますけれども、このハザードマップとの関係であります。この避難場所の関係につきまして、いろいろこの冊子をずっとまた再度見させてもらいましたが、この避難場所などについても一度点検する余地があるのではないのかなということではありますが、私、自分のこの地域のところはよく見ますと、すぐ場所もわかりますので、その辺をちょっと見てみましたけれども、この屋外の避難場所について中川原グラウンドが指定されて今おるわけではありますが、もちろんこれは地震の場合の、地震その他の避難場所、水害以外のものだなとは思いますが、やはり地震というものはどんな形でいつ襲ってくるのかわからないものでありますから、よくあの原っぱであっても陥没したり隆起したり、いろんなそういう現象も起き得る中身であります。

そうしたときに、河川に挟まれたあの場所が避難場所だということで、ちょっと不思議だなと私思っておるわけです。そういうことから、このハザードマップにありますこの避難場所について、もう一度しっかりと点検するということも必要ではないのかなと、こう思っておりますので、その辺のことについて伺いたいというふうに思います。

それから、この水害の後の方にもなりますけども、この水害について2004年でしたか、これは新聞に載っておったわけでありますけども、新潟、それから福島の水害のときに、2004年のその水害を教訓として、いろいろそのできることを手当て、できることといいますか、この分野を手当てすればこの次は大丈夫になるんじゃないかというようなことをその教訓をしてやってきたと。そしてその7年後に起きたその水害については、非常によくその教訓が活かされたということが書かれておりました。要するに減災力をどう高めるかということだろうと思います。そういうことについて、やはり先ほど国交省なりの要望の話もありましたけれども、間倉築堤の話は私も自分で一番よくわかるわけですので言わせてもらいますが、交渉がまとまらないからそのままということでは減災力の確立にはならないと思います。やはりそういう大きな課題があって何十年も過ごしてきたわけですので、これを解決するまでは私はまだまだ相当時間がかかるだろうと思います。要はその間に6月のような水害になれば大変なことになりますので、要するに減災力を高めるという立場から、何か手当ての方法があるんじゃないかなと、その辺をもう少し研究をしてほしいということでもあります。

この2点についてお伺いしたいというふうに思います。

○議長（児玉裕一君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 大野議員の再質問にお答えします。

まず最初にハザードマップに出てきます避難所の関係につきましてであります。現在、こうした問題についても見直しの中で作業を進めております。この地域防災計画の前提となったものは、先程説明しておりますように合併前にそれぞれ市町村で作られてきた地域防災計画を前提として、2年かけてかなり難儀しましたがまとめ上げたもので、その時点でも十分なものではないというふうな認識でおりました。そういう問題も抱えておりますので、今、改定の作業を進めておりますので、その中でこの避難場所が適切かどうかという問題、当然入っておりますので、この問題についても取り上げていきたいと思っております。

それから、間倉築堤の関係であります。これは鋭意交渉していただいて、そろそろ

限界ですよということを言いながら何とかまとめてくださいというお話をしているところでもあります。まとめていく過程の中で市が協力できるものがあれば国交省の方からご相談くださいというスタンスもとりながら進めていただいているつもりではありますが、この問題については引き続きまず国の責任でということをお願いしていきたいと思っています。それまでの間の対策につきましては、先程答弁したつもりでおりますが、大型土のう等でまず仮封鎖をするという考え方を徹底していただくということでこの前もお話を申し上げて、その対策をとるというふうにおっしゃっていただいておりますので、これを水が来る前に対策をとっていただけるようにしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（児玉裕一君） 1つ目の質問の再々質問はありますか。

○1番（大野忠夫君） ありません。

○議長（児玉裕一君） 次に、2番めの項目についての再質問はありますか。はい、1番。

○1番（大野忠夫君） この福島原発にかかわる話でありますけれども、この非核平和宣言都市のこの意義については、今、市長、縷々申し上げていただきましたので、そのとおり私も理解しております。

私、ここのところでちょっと聞きたかったことは、非核、要するに核爆発によって受けるその汚染と、原発事故、これもやや似たようなものですが、起きるこの汚染とは、やや私は同じではないのかなと、こういうことを思っておりますので、そういう核爆発と、この原発のこの事故の中身というのは、どういうふうに感じているのかなと、いうことを聞きたかったわけですので、何とかひとつもう一度答弁願いたいと思います。

○議長（児玉裕一君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） ちょっと議員と見解が違うと思いますが、私は核爆発と、この原子力発電とは根本的に違うという考え方に立っております。

○議長（児玉裕一君） この点について再々質問、はい、1番。

○1番（大野忠夫君） 確かに全く目的も違うわけですので、それはそうだと思います。

しかし、現象から見れば、非常にあの、大きく広島・長崎みたいに出る分野と、今回の原発については目に見えないその汚染ですので、どこまでどうなるのかわからないところから見ればですね、この広島・長崎も同じことで、この私たち市民が苦しむんだと。これはその現地だけでなく、日本だけでなく、世界の方々がいろんな分野で迷惑を被ることについては、私は同じだだと思います。そういう意味で、この原発についても

きっちりとこれから、さっきの代替えエネルギーを含めてやはり皆さんで議論する内容だと思いますので、その辺を申し上げておきたいと、答弁はいりません。

○議長（児玉裕一君） 次に、3番目の項目についての再質問ありますか。はい、1番。

○1番（大野忠夫君） 3番目につきましては、この備蓄品の絡みでありますけども、このトイレの関係について、いろいろ段ボールから仮設トイレまでいろんな話をさせていただきましたけれども、私、このトイレの今いろんな皆さんが頭が良くて工夫していろんなものが出ておるわけですが、現存、今使っているトイレにちょっと工夫をするだけで非常に助かるというものが、実はパソコンでちょっと出てきておったので、私それで、ああこれはいいなと思って今回質問させてもらったんですが、値段はどのぐらいなるのかわからない、非常に私は安いものだと思います。ナイロンの袋みたいなのを使って、そして燃えるごみとして処理できるという、そういうものをですね、やはり常にそういう障がい者なり高齢者の分野について、これはもうその抱える家庭も同じですが、そういうものを格安でやっぱりその販売をしていただくというようなことを取り組みしていただきたいということをお願いしているわけでございますので、ひとつご答弁お願いしたいと思います。

○議長（児玉裕一君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 先程ちょっと説明不足だったと思いますが、様々な簡易的なトイレは現在も備蓄しております。ただ、なかなかこれは現在のところ実用的ではないということではありますが、様々な商品、製品開発で今、出ていることも承知しておりますので、その辺も十分調べながら、こうしたいいものであれば少し備蓄しておくという考え方を入れておきたいと思います。

○議長（児玉裕一君） 3つ目の項目について再々質問ありますか。はい、1番。

○1番（大野忠夫君） その辺のトイレの関係については、もう少し研究していただきたいというふうに思います。

この今回の東北地震の東日本、西日本の絡みのこの考え方ではありますが、市長もそこまで非常に考えていただいて有り難いと思いますが、この地方六団体という組織が市長会、あるいは知事会とか議長会とかとあるわけですが、その中で市長会ではやはり東北のこの災害について、今後の立ち上げとかまちづくりについては、どのような意見が出されて、多く出されているものでしょうか、その辺をお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（児玉裕一君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 間もなく10月に全国の市長会がありますので、その段階で、それぞれのブロック別の市長会としての取り組みやら、あるいは全国市長会の取り組みというのはまとめられると思いますが、実際様々な具体的な動きとすれば、それぞれの自治体が様々な友好都市関係であったり、あるいは防災の関係の協定を持っていたり、あるいは様々そういう関係の中で各自治体といっても市がかなり具体的な面で今回の災害については現在も動いているという評価をされているようであります。その辺は全体の評価として10月、あるいは11月ぐらいには市長会としてもまとめるのではないかと考えていますので、ただ、私の感じからしますと、今回、東北関係だけに限って言っても、やはり縦に通る道路は自動車道も含めて一時厳しい状況にありましたので、いわゆる日本海側から横に入る国道を通じて、それぞれの青森県から新潟あたりまでのそれぞれの自治体、太平洋側の都市と横に連携しながら様々な物資、あるいは避難して来る人たちへの対応、そういったものも含めて相当な展開をしたというふうに総括されるのではないかなと思っています。

○議長（児玉裕一君） 次に、4つ目の項目についての再質問ありますか。はい、1番。

○1番（大野忠夫君） この水害の分野については先程質問しましたので、次の5番目に入りたいと思います。

5番目の再質問についてでありますけれども、今回の予算は除雪費、除雪が主だという話でありました。確か去年の補正の除雪費よりも700万円ぐらい多くなっておったんだなと思っていますけれども、この除雪と一緒に冬を安全に、交通を守りながら過ごすには、それぞれいろんな各地域によって設備的なもの、流雪溝とか、それから消雪道路とか、それから融雪とか、そういう設備がいろんなところに設置をされておるわけでありまして、これらのかかわりについて去年の、この1月の大雪でちょっと困ったなというような話というのが、要望というのはなかったのかどうか、そのことをお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（児玉裕一君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 消雪、あるいは流雪設備の新しいものも含めて保守・点検、あるいは去年の大雪で対応が難しかったそういう問題、改善なども含めまして、ここの部分につきましては次の…今回の補正は先程申し上げましたように、いわゆる機械除雪のそのメーターの部分というか、そこを中心にして平年より少し多く稼働してもいいという

形でセットしておりまして、その他のその今の消雪、流雪関係の補強したり改善しなきゃならないそういう点については、次の補正でまとめれるのではないかと思います。

あと、新規の部分については、まずこれは原則、当初でということで1カ所ちょっと検討して追加しなきゃならない場所あるかもわかりませんが、原則は当初でというそういう区分けでやってきております。

○議長（児玉裕一君） 1番、この点についての再々質問ありますか。

○1番（大野忠夫君） 7番の方で。

○議長（児玉裕一君） はい、7番についての再質問。はい、1番。

○1番（大野忠夫君） このDCキャンペーンは、この地震後の地域の活性化については、非常に有意義なものだなというふうに思っております。花火大会でも経験したんではないかなと思っておりますが、通過型の観光でなく、やはり大仙市に一泊をしながら周りをいろいろ探索するという、あるいは先に周りの市の方を観光して大仙市に宿泊するという、そういうことも非常に大切なことだなというふうに思っております。したがって、観光のコースについても大仙市に泊まるようなコースの作り方、あるいはこれ、JRとの共催なようでありますから、JRの乗車券とパックのものを作って、必ずしもその大々的にまわらなくても、先程旧池田邸の話もありました。ちょっとした待ち合い時間で大曲駅を降りたら、この切符に旧池田邸の庭園を見られるようなそういうパック、あるいは美郷町の水の関係、そういうもの探せばたくさんあると思います。私はいつか、この話はまだ質問の中ではやってなかったんですが、これを旧大曲の方がいろいろ研究してくれたものが私ちょっと知り合いからもらったわけでありましたが、地藏さん巡りというものを作ってくれた方がおりました。非常に高齢化が進んで、今もさっきも言いましたが31.2%、進んでいるわけですので、この旅行者もどっちかということこの高齢者が多いわけですので、そういうかわりなどについてもしっかりと、せっかく大曲の方々がそういうことを考えてくれたので、探せば結構ありますから、そういうものをコースの中に取り込む、あるいはパックで考えるというようなことも研究してみたいかがでしうかなというふうに思います。どうかそういうことも考えて、工夫しながらひとつ大仙市の活性化と観光を植え込むために、ひとつ努力していただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（児玉裕一君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 観光課の方で、今ご説明ありましたそういうあれについてもルー

トがあるようであります。そういうパックをまず我々の方からも作って提案していくという、積極的な姿勢でそのＪＲのＤＣキャンペーンに参加できないかということを検討させていただきたいと思います。

○議長（児玉裕一君） この点の再々質問はありますか。

○１番（大野忠夫君） ありません。

○議長（児玉裕一君） これにて１番大野忠夫君の質問を終わります。

申し上げます。この際、暫時休憩いたします。本会議は午後２時２０分に再開いたします。

午後 ２時０８分 休 憩

.....

午後 ２時２０分 再 開

○議長（児玉裕一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。次に、２番佐藤文子君。はい、２番。

○２番（佐藤文子君）【登壇】 日本共産党の佐藤文子です。今定例会の一般質問の最後の質問者として質問させていただきます。

昨今の災害は、甚大な被害を人的にも、また物質的にも起こしているわけであります。今の防災対策の柱に自助・共助というのが強調されておりますけれども、まさに公助が後回しにされている、そういったことが今の災害では非常にもどかしい、公助が強調されるべきそうした災害が今起こっているのだというふうなことを肝に銘じながら防災対策、そしてまた福祉の問題では大いに語っていかなければならないというふうに思って、今回の質問でも防災対策、そして高齢者福祉の問題等を取り上げさせていただきました。

通告に従って質問させていただきます。

はじめに、防災対策について。

今回の防災対策は、福島第一原発事故によります放射能汚染の問題を、子供を放射能汚染から守ることについて質問をさせていただきます。

児玉龍彦東京大学アイソトープ総合センター長のお話ですと、今回の福島第一原子力発電から放出された放射能物質は、ウラン換算で広島型原爆２０個分に相当するというふうにも指摘されております。

日本共産党は、日本全土での放射能の不安が高まる中、８月１１日、福島原発事故による放射能汚染から子供と国民の健康を守る対策を、徹底した調査、迅速な除染、万全

な健康管理を求めるとする提言を公表いたしました。

提言のポイントは、1つは国の責任で汚染の全面的調査について、2つ目には汚染規模にふさわしい除染について、3つ目には避難者への支援を抜本的に強化することについて、4つ目には内部被爆も含めて健康管理をすることについての4点であります。

市では、この度2台の大変性能の良い放射線量測定器を購入したということですが、市民に対して調査結果の正しい情報の提供と、とりわけ子供や妊婦の被爆を最小限に抑える対策を講ずるよう、有効に活用していただきたいものであります。

そこで3点お伺いいたします。

1点目は、学校、幼稚園・保育園、通学路、公園、側溝など子供が近づく場所の緻密な放射線量の調査をはじめ、市民へのわかりやすい調査結果の公表を望むところでありますが、見解を伺います。

2つ目には、放射能汚染による食への不安も大変高まっております。学校給食の食材は汚染ゼロのものを使用するように、放射線量調査や食材の選定など、安全対策の強化をすべきと考えますが、これに対する見解を伺います。

3つ目には、放射線汚染への不安を取り除くため、妊婦検診や乳幼児健診の機会を使いながら、母乳や尿中の放射性物質検査を行う必要もあるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

2番目に、高齢者福祉について伺います。

1つは、6月でも質問させていただきました改定され、4月から実施の介護保険について伺います。

改定介護保険法により、市町村では介護予防・日常生活支援総合事業を創設することができるということになりました。このことは前回6月定例会で一般質問で述べさせていただいたところであります。

総合事業は、要支援と介護保険非該当の高齢者を対象とした事業で、予防給付のうち市町村が定めるものと配食、見守りなどの生活支援、権利擁護などを総合的に支援、支給するとされております。総合事業を実施する市町村は、要支援者について従来の予防給付を受けるのか、総合事業に移行させるのか、一人一人について判断することになります。また、総合事業は全国一律の基準に基づく介護保険サービスではありません。市町村の行う地域支援事業ということになって、サービスの内容も料金設定も全て市町村任せになるわけでありまして、こうしたことから幾つかの問題点が指摘されております。

第1に、市町村任せになる総合事業では、まず、サービスの質が保たれるのかという問題であります。サービスの担い手はボランティアなど多様なマンパワーを活用するというふうにされており、有資格のヘルパーによる家事援助や入浴解除がボランティアの手伝いを取って代わるということも可能になるわけであります。また、ヘルパーの支援で食事作りをしていた人が総合事業では有料の配食サービスに変更されるということもあり得ます。さらに、利用料についても自治体の判断で決めることになり、介護保険なら1割の利用者負担であります。それ以上の負担を課すこともできるというふうになります。このように総合事業では基準がなく、サービスの低下の恐れがあるというのが第1の問題であります。

第2には、利用者の意に反して、それまで利用していた介護サービスを取り上げられる可能性があるという問題です。要支援と認定された人を総合事業に移すかどうか、地域包括支援センターがケアマネジメントを行い、判断することになります。利用者が従来どおり介護保険による訪問介護やデイサービスなどを望んでも、本人の意向は尊重するというにはなりますが、最終的な判断は市町村が行うということになるようです。このように決定権は市町村にあることから、利用者の意に反してサービスが取り上げられる、こういうことが起きる可能性があるというのが第2の問題です。

第3には、総合事業を行う地域支援事業は、その事業費が介護給付費の3%以内と制限されていることでもあります。介護保険21年度決算によりますと、大曲仙北では要支援者を対象とする介護予防給付費は、保険給付費の3.8%にもなっており、地域支援事業費は2.5%、合わせれば6%以上にもなっているわけです。現行の3%以内というふうに設定されたのでは、総合事業によって必要なサービスが、提供ができなくなるというふうなことが考えられます。これが第3の問題です。

以上、改めて改定介護保険法の問題の一端を述べましたが、そこで伺います。

1つには、市では改定介護保険法を受け、この介護予防・日常生活支援総合事業の実施を考えているのかどうか伺います。

2つ目には、実施するとすれば、予防給付のうち、どのサービスを総合事業として定めようとしているのか伺います。

3つ目には、従来のサービスの質・量の保証とともに利用者の負担増とならないように求めるわけですが、これに対する見解を伺います。

質問の最後に、高齢者の生きがいと福祉施設について伺います。

今定例会には大沢郷世代交流福祉館の廃止案が上程されています。世代交流福祉施設は、平成22年度から地域住民が誰でも利用できるようにと、「老人憩の家」の名称を改めたものであります。老人憩の家は合併当初、市には14ありました。平成19年度に西仙北地域寿楽荘、強首荘、20年度に中仙地域寿荘、泉荘、翠荘、睦荘、22年4月には協和老人憩の家がそれぞれ廃止されました。今回廃止予定の大沢郷世代交流福祉館で大仙市の老人憩の家は現在7館、遂には6館になろうとしております。

廃止の理由は、いずれも老朽化と近隣公共施設の利用が可能だというふうになっていることでもあります。

老人憩の家は、高齢者の憩と語らい、趣味を活かす場として60歳以上が利用できる施設として老人福祉法が定める基準に基づいて設置されており、静かに定着しているものだとは考えております。特別な目的や計画があるわけでもなく、気の合った者同士がそぞろ集まって、日がな一日語り合ったり寝転んだり、趣味に興じたりと、こうした一日が喜びであり、楽しみであり、生きがいにも通じている、それが老人憩の家の持つ役割であり、介護の必要のない高齢者向けの大切な施設であると私は考えております。高齢者の心身の特徴や、また、生活・行動様式の特徴から、施設利用者が一定固定化されるという点もありますけれども、お年寄りの憩いの場として身近な場所に是非とも残していただきたいものであります。高齢者の生きがい活動の一環として老人クラブもありますが、年々高齢化が進む一方で老人クラブの会員は減少しているわけでありまして、中でも西仙北・中仙・協和地域の減少率は他地域と比較しても大きいのです。減少の時期は合併1年後に大きく減って、そして西仙北・中仙につきましては、老人憩の家の廃止1年後も大きくなっているわけです。こうしたことに因果関係があるのかどうかはわかりませんが、老人憩の家の廃止が高齢者の閉じこもりを助長することになっているのではないかと心配するものであります。

そこで伺います。

1つに、高齢者の憩と語らい、趣味を活かす場として活用されている老人憩の家は、老朽化と近隣公共施設の利用可能という理由から廃止されている箇所もありますけれども、近隣公共施設は老人憩の家の代替機能を果たしているのかどうか、現状と認識について伺います。

2つ目には、現在残っている老人憩の家、世代交流福祉施設と名称を変えましたが、これが老朽化がほとんど進んでおります。この老朽化が進んだこの施設に対する今後の

対応について当局の考え方を伺います。

以上で質問を終わります。

○議長（児玉裕一君） 2 番佐藤文子君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 佐藤文子議員の質問にお答え申し上げます。

質問の第 1 点は、防災対策についてであります。

はじめに、子供が近づく場所の放射線量調査と市民への公表についてであります。県が学校や保育園などに対して行った調査では、栃木県産と思われる腐葉土や培養土を購入し花壇などに使用した例が 8 月 3 日現在で市内 4 保育園、1 幼稚園及び小学校 2 校から報告されております。いずれも放射線量は問題ない測定数値であり、シートなどでカバーするなど措置を講じております。

また、1 小学校のグラウンドやプールも測定いたしましたが、県内の通常の放射線量レベルの範囲内であり、問題ないという報告を受けております。

市では、7 月に発注し、9 月 1 日に納品されたチェコ製の携帯型放射線量・成分測定装置の講習会を支所職員を含む 40 人の担当職員に対して実施しております。今後この測定器 2 台を活用し、保育園・幼稚園、小・中学校、通学路、公園、側溝など、子供が活動する場所等の空間放射線量の測定を継続的に行う予定であります。

また、測定結果の公表につきましては、県・市・関係機関が実施した農産物や牧草、汚泥などを対象とした測定結果を既にホームページで掲載しているところであり、今後市独自で行う測定結果をはじめ、判断基準など関連する情報を市広報及びホームページを活用し、正確かつわかりやすく公表してまいりたいと思います。

次に、学校給食の食材についてであります。野菜については先月末に各学校給食センターの学校栄養職員と給食食材等の納入業者及びセンター職員、市教育委員会の情報交換の場を設置し、協議しております。

各納入業者からは、可能な限り地元産、県内産を使用しておりますが、県内産が不足する食材については市場で流通している県外産の中から安全性がきちんと確認できる食材だけを提供しております。

また、牛肉については、放射能汚染問題が取り沙汰された 7 月 21 日以降、安全性が確認されるまで当面の間、国産のものを使用しないこととしており、実際に夏休み明けから 9 月末までの各学校給食センターの献立には、計画段階から牛肉を使用する予定がありませんでしたが、8 月 1 日から県で実施している全頭検査の経過や県外に流通して

いる汚染疑い牛の検査結果等を踏まえ、安全性が確認された時点で再度対応を検討したいと考えております。

今後は、県教育庁保健体育課や大曲仙北学校給食センター研究会など関係機関から指導を仰ぎながら、納入業者側と給食センター側の両方で食材の産地や検査データをそれぞれで精査するなど二重のチェック体制で安心・安全を確保してまいりたいと考えております。

次に、妊婦検診、乳幼児健診時の母乳や尿中放射性物質検査についてであります、放射能による放射線被曝は、少量であっても将来、発がんなどの健康被害が起きる危険性が高いものと認識しております。

厚生労働省では、福島第一原子力発電所の事故を受け、本年4月末に福島など1都4県の授乳中の母親23人の母乳を調査し、うち7人の母乳から1kg当たり最大8ベクレルのヨウ素と最大2.4ベクレルのセシウムが検出されましたが、再検査では7人とも検出されなかったことを公表しております。

また、ヨウ素は母乳1kg中100ベクレル、セシウムは200ベクレルを下回っていれば人体に影響はないという見解を示しております。

さらに、妊婦や乳幼児に対する啓発用パンフレットでは、避難指示や屋内避難指示が出ているエリア外での影響はないとの見解を示しており、乳幼児のためにも過度な心配をせず、普段どおり健康管理に努められるよう呼びかけております。

また、妊婦の母乳や尿中の検査につきましては、ゲルマニウム半導体検出器で検出することによって精密な分析が可能となりますが、特殊な設備であることから、現在、秋田県内においては秋田大学と秋田県健康環境センターの2台のみとなっており、今後、県では1台を購入する予定と伺っております。

このゲルマニウム半導体検出器での検査量につきましては、母乳で500ミリリットルから1リットル、尿で2リットルが必要とされておりますことから、妊婦検診や乳幼児健診時における検査では対応できないものと考えております。

このようなことから、母乳や尿中の放射性物質検査につきましては、国や県が体制と設備を整備することが肝要と考えますので、国・県に対し早急に要望してまいりたいと存じます。

また、市民、特に妊婦や乳幼児の放射能被曝を未然に防止できる手段として、うがいや手洗い、食品の洗浄などが有効でありますことから、健診時や広報等で啓発してまい

りたいと考えております。

質問の第2点は、高齢者福祉についてであります。

はじめに、改定介護保険につきましては、6月の定例の佐藤議員の一般質問の際にも介護保険法の改正内容について説明させていただいているところでありますが、「介護予防・日常生活支援総合事業」は、今回の介護保険法の改正により市町村の判断により実施できる新たな制度として創設されたものであり、その実施につきましては、現在、大曲仙北広域市町村圏組合介護保険事業計画策定委員会において平成24年度から3年間の介護サービス見込み量の算定や施設の整備計画、介護保険料基準額算定等の条件とあわせて検討中であり、12月中にはその結果をお示しできるものと考えております。

この事業実施に当たっては、保険者を構成する当市ほか仙北市、美郷町の各市町間でサービスの大きな格差が生じないように配慮されるべきものであり、決定に際してはこれまでの介護予防サービス給付の実績や地域支援事業の実施状況などの分析評価を踏まえての十分な検討が必要と考えております。

次に、従来のサービスの質・量の保証とともに、利用者負担の増についての見解であります。市といたしましては「介護予防・日常生活支援総合事業」を実施するしないにかかわらず、従来の利用者負担の仕組みを維持しながら予防サービスやそれ以外の生活支援サービスの質の低下を招くことがなく、必要なサービスが提供されるよう、高齢福祉施策の方向性を定める大仙市高齢者プランの中に位置付けし、対応してまいりたいと考えております。

次に、高齢者の生きがいと福祉施設についてであります。

老人憩の家は昭和40年4月5日の「老人憩の家の設置運営について」という厚生省社会局長通知に基づき設置されており、当時の時代背景として、高齢者の「憩い」や「趣味」のニーズに対応して選択肢が少なかったため、高齢者が自由に利用できる憩の場の施設として老人憩の家を整備を進めてきた経緯があります。

平成22年4月には世代を超えて利用できる施設にすることを目的に、大仙市では「老人憩の家」を「世代交流福祉館」と名称を変更するとともに、設置目的にも幅を持たせるべく関係例規を一部改正し、利用促進を図っております。

現在、世代交流福祉館は、大曲地域に2館、西仙北地域に2館、協和地域に3館の計7館ありますが、その利用状況につきましては、温泉施設を備えている世代交流館では比較的世代交流による利用が図られておりますが、そうでない施設につきましては依然

として減少幅が大きい状況となっております。平成22年度における世代交流福祉施設全体の日当たり平均利用者数は約12人であり、最も少ない施設で1人というところがあります。

近年、多様化する高齢者ニーズに対応できる施設やサービスが整備されるなど選択の幅が広がっていることに加え、高齢者が自らのニーズに合わせて行動することが常態化している側面もあります。また、核家族化の進行に伴い、高齢者のみの世帯が増加している現状においては、気心が知れた仲間同士での語らいは、それぞれの「家」が憩いの場になってきております。

今後、利用者数の減少に歯止めがかからない施設につきましては、地域の類似公共施設との兼ね合いの中で処遇を考えざるを得ませんが、こうした施設は地域のコミュニティ機能を合わせ持っていることから、十分に世代交流福祉館の代替機能は果たし得るものと考えております。

次に、老朽化が進む老人憩いの家の今後の対応につきましては、高齢者の中には依然として漠然とした時を過ごす憩いを求める方々もいらっしゃることも事実であり、そうした空間が必要であることは認識しておりますが、利用者が極端に少なければ周辺の類似公共施設との利用統合も検討せざるを得ないものと考えております。

なお、これまで老人憩いの家の廃止に際しましては、自治会や利用団体及び地域住民に対しては説明と協議を重ね、ご理解をいただいておりますが、今後も同様に対応してまいりたいと考えております。

○議長（児玉裕一君） 2番、1つ目の項目についての再質問ありますか。はい、2番。

○2番（佐藤文子君） この項目では、私は子供に対する被爆量というものは、国等が示す一応被爆限度というふうなものを示しておりますが、こういうものは子供は内部被爆は一切受けない方がいいというのが私の考えであります。そういうことから市長が答弁の中にありました、この食材においても学校給食でもその、できるだけ地場産を利用する、不足するものについては安全の確かめられたというふうな答弁でありましたけど、私は安全というのはゼロなのであって、そこに被爆しているものを使用するというふうなことではないというふうに私は思っておりますので、市長のこの安全というふうなお答えはゼロというふうにすること、ゼロというふうにお考えになるべきではないかという点を確認させていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（児玉裕一君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）　ちょっと答弁しかねますので、あまりそういうことをはっきり言う
と誤解を生む場合もありますので、我々の考え方はやっぱり自然界の放射能と今出て
くる、もし測った場合、あるいはほかの機関で測った場合、調査するものを、やっぱり
比較するような形にしておかなきゃならないだろうという考え方であります。

あと、選択せざるを得ない基準については、やはり国も考えて一定の基準を示してい
る以上、その数値を使わざるを得ないというふうに思っています。

○議長（児玉裕一君）　2番、この点についての再々質問、はい、2番。

○2番（佐藤文子君）　市長答弁も理解できるところもありますけれども、最大限、被爆
しないという大仙市の子供たちには安全、被爆ゼロの食材を与えるというそういう立
場を是非、心の中で持っていていただきたいものと、是非学校給食センターとの取り扱い
のそういう立場をもっていただきたいということをお願いしておきたいと思います。1
番については終わります。

○議長（児玉裕一君）　次に、2番の項目について再質問は。はい、2番。

○2番（佐藤文子君）　2番については、老人憩の家の問題についてお願いいたします。

極端に少ない老人憩の家の利用状況というふうなことも確かにあるわけですが、
実はここ6年ぐらいのそれぞれの廃止されていない現存しているところの利用状況を見
ますと、今回廃止しようとしている大沢郷などは年間421人、延べ人数ですが、
421人、開館がもう年から年中ほとんど開館しておりますので、これで割ると当然利
用者数が極端に少なくなるわけです。しかし、全体の年間で420人ほどというのは、
ほとんどの集落会館の利用状況も、大体そういうものなんです。ですから、ときとして
こう集まって、1週間に2回、3回集まるというふうな、そこに4、5人集まったりす
るというふうな状況でお年寄りの皆さんが憩える場を確保しているというふうなことは、
決して何かもう利用状況が少ないというふうには言いきれない、そういう会館というも
のはそういう利用なんだというふうに私はとらえる必要があると思います。そして、老
人の憩の家というのは、老人福祉法に定められたものですし、児童館のような児童福祉
法に定められているように、原則無料だというふうなことがお年寄りが集まりやすい、
そしてしかも近くにあるということで集まりやすい、それが老人憩の家が今まで使われ
てきたこと、大きな理由だったのではないかなと思います。代替機能として果たしてい
るいろんな集落センター、あるいは会館等ありますけども、こういったところはほとん
どが利用料金が取られています。そういう意味で、これまで老人憩の家を利用していた

皆さんが、じゃあこれがなくなって中仙寿荘、泉荘、翠荘、ここを利用されている皆さんがほかのセンター等をしっかりと利用してお年寄りの皆さんの集まりがかなえられているものなのかどうか、私はちょっとそこが疑問に思いますが、その辺に対する認識はいかがでしょうか。

○議長（児玉裕一君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 老人憩の家というのは先程申し上げましたように、昭和40年の厚生省の局長通達で設置されてきたという、そのところをご理解いただきたいと思います。その当時の状況の中で、そのままの形でこういうあれが残ってきたというふうに理解すべきではないでしょうか。昭和40年当初はやっぱり老人の様々な場所がものすごい少ないという状況の中で作られたというのは十分理解しておりますが、その後やはりいろんな形で老人福祉施設というものが様々な形でそれぞれの市町村で具現化されて、様々な対応できる施設、複合であったり様々な施設ができてきているという時代背景の中で、この代替的になってきたのではないかなというふうに私は理解しています。

今残っている施設でありますけども、ですから我々大仙市では、その老人憩の家という概念は、もう時代が全然変わってきているという前提で世代交流福祉館という形の中で高齢者の皆さん、あるいは若い人たちも含めて共通で利用できるような形にして、その中でそのある一角、あるいはある時間帯を老人の人たちに開放するという考え方でいいのではないかとということでありまして、もしその辺でそういう集まり方をしている人たちを含めて、私どもは有料になっているとは思っていませんけれども、もし有料な部分があれば、そこは無料にするということは当然しなきゃならないと思っています。

○議長（児玉裕一君） 2番、この点の再々質問はありますか。はい、2番。

○2番（佐藤文子君） 代替施設というふうなものができて、そこを利用されている、そういう状況も確かに広がってはきておりますけれども、水沢、中淀川というところの施設は温泉があるので、まず料金がまず徴収されているというふうなことで、そのほかはみんな無料でまずやられているわけですね。ほかのあのセンター等は、ほとんどまず有料、来て部屋を使う、そういうセンターなどは代替施設になるところというのは、やっぱりこの世代交流、名前はそうなんですけど、お年寄りの皆さんは同じような年代で、同じような気が合うような人たちが一緒に集まって何となく語り合う、そういう場がほしいわけです。そういう意味で、この、まあそこは優先的に老人の憩の家ではお年寄りの皆さんの利用が最優先されていたというふうなことなんですけど、ほかの交流施設

では、ほかの施設ではそれが最優先されるというふうなことは限らないわけですので、そういうふうな意味で、都市部、大曲市内などでは新たなそういう交流施設、ルームがあちこちにはできつつありますけれども、郡部においては、やっぱりこの利用者が少ない、そしてまた老朽化が進んでいる、そういうふうになると、遂には廃止するという方向がどうも今までのを見ていますと、そういう傾向にあり、児童館のようにしっかりと市が高齢者のこの集いの場を保証するという、そういった姿勢が何となく足りないのではというふうなことも感じましたので、是非残していただきたいものだなというふうなことをまずお願いして、この件について質問を終わります。

以上で終わります。答弁はいりません。

○議長（児玉裕一君） これにて2番佐藤文子君の質問を終わります。

○議長（児玉裕一君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会し、明日、本会議第3日を定刻に開議いたします。

大変ご苦労様でした。

午後 2時59分 散 会